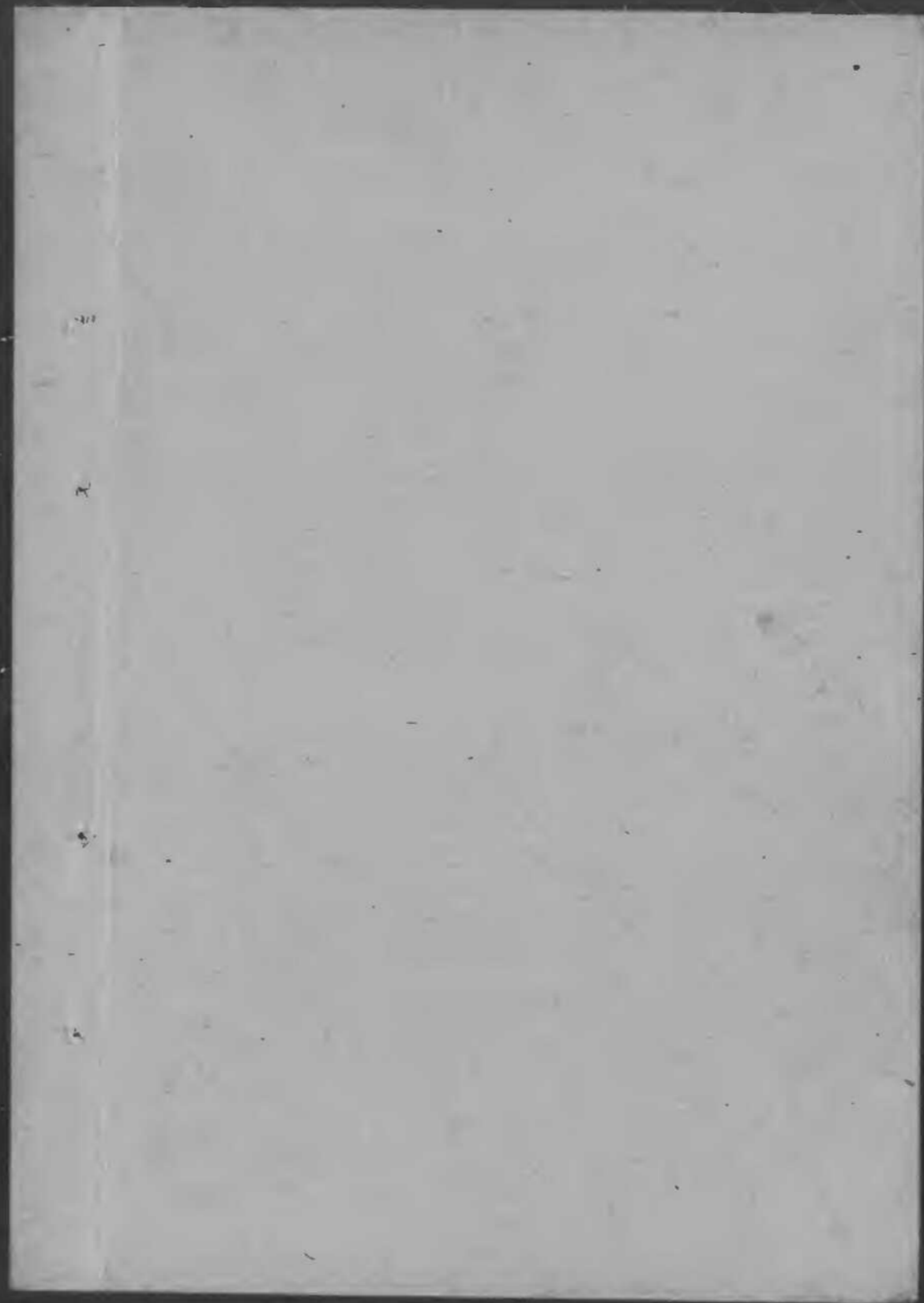


聯合國軍最高司令官に提出された

米國教育使節團報告書

国立公文書館	
分類	総理府
	昭和57年度
排架番号	2 A
	29
	130





昭和二十一年三月三十日

聯合國軍最高司令官に提出されたる

米國教育使節團報告書

米國教育使節團報告書

日本派遣米國教育使節團

ジョン・エヌ・アンドルウス
ハロルド・ベンジャミン
ゴドドン・テイ・ボウルス
レオン・カル・フスキ
ウイilson・コムプトン
チヨチ・エス・カウソ
ロイ・ジエイ・デフエラリ
チヨチ・ダブリュ・デイマ
カミット・イビ
フランク・エヌ・フリマン
ヴァチニア・シ・ギルダ・スリ
ウイラド・イ・ギブンス
アネスト・アール・ヒルガド
フレデリック・チ・ホツタワルト

ミルドレット・マカファイ・ホトトン
チャールス・エヌ・ジョンソン
アイザック・エル・カデル
チャールス・エツチ・マツクロイ
イー・ビ・ノト
テイ・ヴィ・スミス
デイヴィット・ハリソン・ステイヴンス
ボール・ビ・スチユアト
アレグサンダ・ジエイ・ストダド
チヨチ・デイ・ストダド
ダブリュ・クラク・トロウ
パール・エイ・ワナメカ
エミリ・ウッドワード

團長

目次

前がき

序論

第一章 日本の教育の目的及び内容

第二章 國語の改革

第三章 初等及び中等學校の教育行政

第四章 教授法と教師養成教育

第五章 成人教育

第六章 高等教育

本報告の要旨

前かき

本年一月の初めに聯合國軍最高司令官は、日本の教育に關する諸問題につき總司令部並に日本の教育者達に助言を與へ、かつ協議するため二十名余りの米國の教育者の一團を約一ヶ月間日本に送つて貰ひたいと陸軍省に要求した。

長期間にわたつて日本を再教育して、その方向を向け直すやうな計畫を立てる責任があるといふことについて、當時ワシントンで論議が交はされてゐたので、陸軍省はその團員の最後の人選を國務省に頼んだ。個人的な資格その他廣い範圍にわたつて種々な點を考へた末、更に總司令部の意向も十分取りいれて、二十七名の一團が選ばれ、デヨーチ・デイ・ストダード博士が團長に任命された。

日本に向け出發するに先立ち、委員の大部分の者がワシントンに集つて豫備會議を行つた。こゝで彼等は國務省の職員やその他特殊な知識を有する人々から、過去及び現在の日本に關して、多くの貴重な豫備知識を得た。他の委員達の間でも同じやうな會議が行はれた。また途中ホノ

ルでも、事情に通じた多くの人々と有益な協議を重ねた。更に一行はグワム滞在中、及びその他の中間協議を通じて、これからやるべき仕事を豫め分析することかできた。

一行は二組に分れて、三月五日と六日に空路東京に到着して、日本派遣米國教育使節團を構成した。使節團はその月中日本に滞在した。

最初の十日間に使節團は、民間情報教育部の幹部が計畫した會合を通じて、また使節團の各分科委員會と、それに對應して文部大臣の任命した日本側教育者達の各委員會との間の協議によつて、又大學、高等専門學校、諸學校及びその他の他の教育機關の視察によつて、更にあらゆる地位の日本人との幾多の個人的協議によつて、日本の教育制度の組織及び主要な特徴について知ることを得た。

次に使節團はその協議の範圍を擴張し、比較的戰爭の被害のなかつた日本の文化的遺産の一部を識るために、三日間にわたつて京都、奈良を訪れた。その外臨時視察旅行は使節團の各分科毎に行はれた。

報告書を提出するに當り、使節團は多くの人々の援助におふところ大

なるものかあることを表明したいと思ふ。彼等は余り数か多すぎても一々名前を擧げることか出来なにか、その援助は非常に有益で忘れることかできない。

總司令部民間情報教育部の幹部は、多くの情報を手きわよく編成して提供してくれた。彼等はあくまでも根氣よく、日本の教育の理論と實際に關する我々の調査に便宜を與へてくれた。

我々と協議するために任命された日本備委員は、喜んで時間をさいてくれた。彼等の援助は非常に貴重であつた。他に我々と協議した多くの教師、行政官並に一般民衆も同様であつた。

要するに我々は、重大事件の變轉に困惑してはゐるものの、次第に理はれてくる自由を用ひて、民主主義的な社會の道具をきたへ上げようとする。一心不亂に努力してゐる國民の、色とりどりの姿を見せてもらつたのである。諸國民の平和な社會において日本が演ずべき新たな役割に應じて、新教育方針を達成するためには、その指導者こそ第一に頼りとされなければならぬのである。

使節團は、實行に移すべき数々の事からを、採察してゐることかわかるであらう。これらは大部分、既に日本の教育界に強く理はれてゐる傾向を支持するものである。少数ではあるが、中には教育の組織を根本的に變へなくてはならぬ實行方法を、提言してゐるものもある。事をはかどらせるためには、教育者のグループか使節團の残して行つた後を引ついで、できるだけ早く適當な變化をもたらすやう努めなくてはならぬ。

民間情報教育部か、日本の國民と協力してその教育を改革するに當つて、同部の援助を最も効果的にするため、聯合國を代表して専門教育に於いて名望の高い民間人の顧問を、幹部に附屬せしめるやう提案する。彼等は文部省並に學校制度内の他の機關に對して助言を與へるのである。かやうな顧問は、少くも、占領の廣く間は用ひられるべきである。新しい日本の教育制度では婦人の地位を十分認めなければならぬのであるから、顧問の中には婦人もふくまれることか望ましい。

都道府縣及び市町村の水準で行はれる教育に、現在よりもつと廣範圍の自治を與へるやう勸めて居るのであるから、聯合國を代表して、民

商人の教育顧問か、各都道府縣に任命されるやう提言する。そのやうな顧問は、教育の仕事に専念できる経験ある教育者でなければならぬ。

序論

米國教育使節團は、元來聯合國軍最高司令官によつて提議されたものである。その來朝は多くの自由主義的な日本の教育者に希望を抱かしめた。かくて軍の要望と民間の期待とを結んで、我々は歴史的な重大時機に嚴肅な氣持をいだいて來朝したのである。我々は、征服者の精神を持つて來朝したのではなく、すべての人間には、自由を求め、更に個人的並に社會的發展を求め、測り知れない力かひそんでゐることを確信する教育経験者として、來朝したのである。

しかし、我々の最大の希望は子供にある。事實彼等は將來といふ重荷を擔つてゐるのであるから、舊い過去の遺産に押しつぶされてはならぬのである。そこで我々は、誤つた教授をやめるだけでなく、子供達の心情を硬化させることなくその心を啓發するやうに、教師と學校とを

準備して、できる限り公平に機會を與へてやりたいと思つてゐる。

この目的のために、我々は日本滞在中、我々に助言を與へるために十分準備のできてゐる人々を求め、かつ彼等から學んだ。我々は、彼等自身教育者であるところの民間情報教育部の米軍係官から、大いに得るところがあつた。我々はまた、日本の文部省の職員から、また種々なレベルの経験内容をもつ日本の教育者、特に一般人から、殊に使節團に對して特に協力すべく任命された委員官から、入手しうる限りの知識を得た。更には、貧弱なものから堂々たる外観をもつものに至るまで、各層の學校において、我々は教育の計畫のくり擴げられるのを見た。我々は、本使節團が崇高な目的をもつてゐればこそ許されるやうな、詮索的な態度で訪ね、協議し、視察を行つた。我々は與へられた期間中にあらゆる方法を講じて、國民の生來の精力が再び自由にほたばしり出るやうに、日本のルネッサンスをはばむ彈壓力の所在を、探し出さうと努めた。

軍事占領か、自由主義的な日本人指導者の協力と相まつて、既に大體の地均しを終つてゐるのを見て、我々は安心してゐる。日本の戦争意志

は、一層優勢な力によつて打ちこはされて、國家神道と武力的侵略の精神は、單刀直入的な指令によつて、學校から根絶されつつある。學科課程と教科書の改訂は、有害なものを教職の中から周到に取りのぞく仕事とともに、順調に進んでゐる。

他の基本方針の專からと同様、これらの專からにおいても、禁止的處置は、それか自由主義的な日本人の意志を具体化してこそ、はじめて効果的なのである。結局、天降り式の教育は、それを社會のあらゆる水準における責任であり特權であると考へる教育に、道をゆづらねばならない。聯合國が日本人を援助したやうに、仰の國民が一國民をその戰爭指導者から解放してやることはできるかもしれない、か、結局において國民は、國民自ら自由にならなければならぬ。自由は、自由の實行からのみ生ずるのである。

もしも禁止的指令の必要を認めない人々があるならば、我々は彼等下次のことを思ひ出させてやれると思ふ、即ち新しい教育の下にあつては、日本人は最早してはならぬ事はほとんど無く、むしろ大いにしなくては

ならぬ事か何千となくあるといふことである。彈壓の諸條件を除き去ることか、人間の精力を開放することなのである。「人のさまたげになるものを除去すること」か、これが禁止の狙ひである。長い歲月が経つてみれば、それは却つて鎖を解いてやつたものとして、その真正な姿を認められるであらう。

禁止的處置といふものは、如何に賢明なものであつても、それだけではまだ充分でないといふことを、我々は日本の教育者自身を通じて、はつきり知つた。彼等は、何かしら積極的な指導を我々に求め、かつそれを必要としてゐる。彼等は「自由主義」「デモクラシー」「科擧」「ヒューマニズム」等のことばを知つてはゐるか、必ずしもその基本的な意味を感得してゐないし、またこれを完成するための苦しい道をきり開けないかもしれないといふことを、率直に述べてゐる。これらの概念の持つ一層詳細な意義は、先に進むに従つて分つてくるであらうか、今ここで概括して述べれば、「自由主義」とか「民主政治」とかいふ言葉の意義を明らかにする助けとなるかもしれないと思ふ。さうすることかでき

る。といつても差しつかへないと思ふ。何故なら、もしも我々が、日本人の民主主義的可能性に信を置かず、彼等が健全な文化を再建する能力のあることを信じなかつたなら、我々はこの國にやつて來なかつたであらうから。

我々は、すべての種族、すべての國民か、何かしらそれ自身にとつて、また全世界にとつて役立つものを、その文化的資源から創り出す力を持つてゐることを信じてゐる。これか自由主義的信條である。我々は豊一といふことを信するものではない。我々は教育者として個人差や、創意や、自發性に對して絶えず心を配つてゐる。これか民主主義の精神である。我々は我が國の制度をうはばかり眞似たものを見せられて、いゝ氣になつたりはしない。進歩發達と社會進化を信すればこそ、希望と生新な力の源として世界到るところに存在する、種々な文化を歓迎するのである。

教師たると行政官たるとを問はず、教育者といふものゝ職務について、こゝに教訓とすべきことかあるのである。教師の昇進の能力は、自由の

空氣の中においてのみ十分に現はされる。この空氣をつくり出すことか行政官の仕事なのであつて、その反對の空氣をつくることではない。子供の持つ測り知れない資質は、自由主義といふ日光の下においてのみ豊かな實を結ぶものである。この自由主義の光を與へることか教師の仕事なのであつて、その反對のものを與へることではない。

我々はあくまで、我々が苦心して考へ出して實行してきたことだけを、日本に勧めたいと思ふ。どれだけのことか禁じられるかといふことよりは、むしろどれだけのことか許されるかといふことを知るのか、當事者すべての責任である。これか自由主義の意味である。この精神のあるところには、民主主義か既に根を下してゐるのであつて、代議政治となるのには、ただ時と根氣強さだけか必要なのである。

民主政治とは宗旨ではなく、人間の解放された精力か、それによつて極めて多方面に表はされうるやうな、便宜上の手段なのである。民主政治は、如何に立派であつても遠くにある目標ではなく、現に存在するあらゆる自由を普及させてゆく精神として、考へられるのが最もよい。實

任こそこの自由の本質をなすものである。義務があればこそ、権利が互ひに相殺し合ふのを防ぐのである。それが與へられるべき権利であらうと、果すべき義務であらうと、平等に扱はれてゐるかどうかの吟味か、民主政治の一番大切な根なのである。

民主主義的な生活の仕方、要素を、多少とも持たない國民は無いし、またさういふ要素をことごとく備へてゐる國民も無い。競技を愛するか故にやるのだから、しかし規則に従つてやる運動家は、かういふ生活の仕方、よい手本である。日本にとつて、運動家よりもつと良い例をあげれば、藝術家が好例を與へてくれる。藝術家はその仕事の上よこびのため、仕事をする、そして外部の力からではなく仕事そのものの與へる制約から自己を修養するのである。何世紀もの間を通じて日本は、その心髓まで美の感覚にふれた文化を發展させて來たのである。

一國民が現にどんな状態にあらうとも、権利の平等と義務の平等へ到達することはできるものである。國民によつては、自由を以て出發し、程よきの道か現はれてくるまで權利を相たたかはせて、自由か放縱にな

かれないやうにしながら、平等な公正への道を見出したものもある。日本は、社會的關係を藝術化して、粘り強い家族制度を作り上げたのであるから、同胞愛から平等に達することかできるかもしれない。

それに到る道はどうあらうと、民主主義的な徳を通して統一を達成する國民は、藝術と科藝、及びすべての自國の傳統と價値とを、動的に總合した新しい精神生活を、自らの力で築き上げるであらう。この目的のために、日本にある各種の宗教は、よいものである限り今まで役立つて來たし、今後も繼いで役立つてあらう。そして反對に悪いものである限り、損失を與へて來たし、今後も損失を與へるであらう。消極的には、日本の新しい精神生活は、過激な國家主義か宗教に假託して權利を行使するのを否定することによつて、既に進められた。積極的には、宗教的な思想とその貫徹できるやうになつたので、今や日本人は、彼等のもつ數種の宗教を批判して、彼等の文化に最高の意味を與へるやうな形式の宗教を、採用できるやうになるであらう。

民主政治といつてもその中には、基本法によつて政黨と國家とを分離

1.3.

してゐるものもある。これらは宗教も政治も共に、完全な生活にその最善をささげるためにさうするのである。正當に考へられた民主政治といふものは、宗教と共通してゐるものを持つと我々は信じてゐる。何となれば民主政治は、精神生活を求めて、すべての人間に共通な同胞愛といふ特色と共に、個々の人間の威厳と價値とを強調するからである。自由は極端に行はれると、無責任と無秩序と混亂を生ずるものである。しかし、これと等しく人間の精神に致命的な打撃を與へるものは、個人を息詰るやうな全体の中の無意味な一部にしてしまふ第一主義である。様々な事件や理念のほげしい衝突の下において、日本人自身、個人の價値といふものに、もつと充實した意味を持たせようといふ方向に向つてゐる。即ち彼等もまた今日の諸問題に對して、もつと人情味のある態度で接してゆきたいと願つてゐる。と我々は信じてゐる。この願望を充たすことは、その趣意において精神的な新しい生活を日本に與へ、そしてすべての宗教に公平に機會を與へて、それぞれの寄與を受け入れることとなるであらう。

1.4.

教育の分野においては、これらの新しい方向は、すべての水準における教授と學習の自由を産み出すであらう。機會の均等は、すべての青年男女に開放された、新しい教育組織を創り出すであらう。すべての學生、すべての教師は、この將來の期待に元氣づけられて、何をなすべきか、何を考へるべきか、またどうあるべきかを知るために、上げかりでなく自分自身の内面をも、周囲をも、なかめるやうになるであらうと思ふ。この點において、學校は當然さうあるべきやうに、専ら全國的な事業の一端を擔ひ、その事業の成功に明らかなる寄與をなすことゝならう。學校は有力な協力者として、非文明主義、封建主義、並に富國主義に對する一大抗爭に加はることゝならう。

第一章 日本の教育の目的及び内容

日本の教育におけるカリキュラム、學科課程、教授法、並に教科書の選定直しは、戦前の日本の教育制度に照し合はせて、また自由民主的な政治形態を採用すべき機会が現在日本人に與へられてあることと照し合はせて考へられるべきである。改正案を考究する前に、教育の實際について、はつきり理解しておくことが大切であつて、これを明かにしておかないと、この案を採用しても好結果を得られさうもないのである。

日本の教育制度は、その組織とカリキュラムの選定とにおいて、たゞへ過激な國家主義、軍國主義がこの中に注入されなかつたとしても、近代の教育思想に従つて、當然改正されるべきであつたらう。その制度は、大衆と少数の特權階級とに對して別々な型の教育を用意して、高度に中央集權化された十九世紀の型に基いたものであつた。それは、教授の各水準において、吸收されるべき一定量の知識があるものと断定し、生徒の能力や關心の相違を無視する傾があつた。その制度は、規定、教科書、試験、視察等によつて、教師が職業上の自由を指用する機会を少くした。

この程度に標準化並に統一が確保されるかといふことが、効率の尺度であつた。日本の教育を分析するためには、諸問題、規定された學科課程並に文部省若くは地方官によつて出版された教科書及び教師用参考書を調査するだけではほとんど足りてゐない。文部省並に地方官教育課の職員は、學識には如何に富んでゐようとも、教育及び教授に關して、専門的な訓練若くは経験をほとんど全然持つてゐない。その結果は、社會の各層にひそんでゐる。多くの才幹と能力の一大貯蔵所を、ギセイに供してしまつたのである。

忠誠と愛國心が、必ずしもあらゆる國民に望ましくないのではなく、如何にして合理的な代償でそれらを保證するかが、問題なのである。絶對的な服従と盲目的な自己ギセイとは、余りにも高價な代償である。個人の知性は、他の物と交換するには余りにも貴重である。その上、教師も生徒も、画一をこととする場合には、群衆心理をつくり勝ちである。かくて多くの点において、日本の教育制度は、現實の世界に適するやうに、その生徒を準備することが出来なかつた。それはこれらの目的が、

學ぶものの側の理解なしに教へこまれたために失敗したのである。かやうな訓練は失敗する時がやつて来るものであつて、さうなつた時には、思想局の創設がよい實例であつたやうに、治療法の方が病氣よりも始末が悪くなる。

狭い範圍から採用され、強固に付組まれた官僚人に支配される教育制度、功績によつて昇進する機会を少くし、調査研究にほとんど機会を與へず、また批判を寛容しない教育制度は、進歩の手段を自ら捨ててゐるのである。

不信は不信を産び、文部省は一本すべての水準にある教師の知性に信を置かぬやうな態度を示したので、そのため文部省の指導力に對する教師側の信頼を失ふやうなことになつてしまつた。統制された支配が、必ずしも常に統制された心を産むとは限らないといふことは、有りがたいことであつて、日本の教師達は、彼等の意見が本使節團に示された限りにおいては、批判的であり、動搖しては、そして文部省以外のところに指導を求めてゐる。

この教師の間の不安動搖は、彼等のあわれむべき經濟状態のためばかりではない。それは指導を求め、新日本建設に役立つ機会を求める、眞剣な願望から出ているのである。統制と弾壓をうけたにもかかはらず、日本の教育の向ふべき方向を自ら考へて、次第にそれに氣付きつつある教師がある。そのやうな教師は、正しい意味の指導による刺激と激励とを期待して待つて居るのである。

このやうな背景においてこそ、教育の目的、カリキュラム、學科課程、教授法、及び教科書等の問題が考へられなくてはならないのである。古い型では、教育は天降り式に組織された。その本質的な特徴は官憲主義であつた。新しい型では、出發点は個人でなければならぬ。そしてこの新しい型は、あらゆる社會的水準において根強い支持のあることを我々は知つたのである。後になつてわかるやうに、これら新舊の制度ではカリキュラムの問題は各々異つた外観を示してゐる。

教育の目的

日本の教育の建て直しが行はれる前に、民主政体における教育哲學の基礎が、せひとも明かにされなくてはならぬ。「民主主義」といふ言葉を絶えず繰り返したところで、それが内容をそなへてゐなければ無意味である。

民主政治下の生活のための教育制度は、個人の価値と尊厳を認めることが基になるであらう。それは各人の能力と適性に従つて、教育の機会を與へるやうに組織されるであらう。教授の内容と方法によつて、それは研究の自由と、批判的に分析する能力の訓練とを助成するであらう。それは異つた發展段階にある學生の能力の範圍内で、廣く實際の知識の討論を行ふことを勤めるであらう。學校の仕舞が、規定された學校課程と、各科目毎に認定されただゞ一冊の教科書とに制限されてゐたのでは、これらの目的はとげられやうがない。民主政治における教育の成功は、統一と標準化とを以てしては測られないのである。

教育は個人を、社會の責任ある協力的成員たらしめるやう準備すべきである。「個人」といふ言葉は、子供にも大人にも、男にも女にも、同

様にあてはまることも了解されてゐなければならぬ。新日本建設に當つて、個人は自らを労働者として、市民として並に人間として、發展せしめる知識を必要とするであらう。彼等は、社會の組織の種々な面に參加する社會の成員として、自由研究の精神においてその知識を應用することが必要であらう。これはすべて國際聯合憲章並に聯合國教育科學文化聯盟規約の草案に記された基本的原理と一致するものである。

結局中央目標は教授の内容や方法、または教科書を規定すべきではなく、この領域におけるその活動を必要せ、参考書、教授指導書等の出版に限定すべきであるといふことになる。教師がその専門の仕舞に對して適當に準備ができさへすれば、教授の内容と方法を、種々な環境にある彼等の生徒の必要と能力並に彼等が將來參加すべき社會に適應せしめることは、教師の自由に委せらるべきである。

日本の教育方針の轉換は、軍國主義的な、過激國家主義的な、及びその他の非難さるべき教授の特徴を、完全に除去するといふ消極的な面のみでなく、新しい計畫案を充實させるやうな、文化の諸面の注意深い評

良でふくんでゐる。例へば歴史、倫理、地理、文學、美術、音楽といつたやうな科目において、日本と他の諸國との間に競争力を増すものでは、どのやうなものを認めるであらうかといふことに考へを及ぼさなければならぬ。

教育は眞實の中では行はれないし、また民族の文化的過去との關係をすつかり断ち切つてしまふといふことも考へられぬ。今日のやうな重大な時機においてさへ何等かのつながりがなければならぬ。新しい計畫に力を突へるやうな人道上の信念、理想として、どういふものが保存の眞價があるかを知るために、彼等の文化的傳統を分析することが、日本の教育活動にたゞさばるすべての人々に課せられた任務でなければならぬ。こゝに日本人はその熱誠心と愛國心を合法的に發揮する根據を見つかるであらう。「廣く世界に知識を求め」といふ、明治時代の訓令を採用することはよろしいが、しかし、その場合、絶えず新しい要素を加へてゆくことから生ずる二元論を避けるために、眞價ある國民文化の意識と照し合はせてこれを採りゆればならぬ。

教育の目的についてのこの論議の要旨は、日本の國民文化の保存のためのみならず、その充實のためにも、研究と研究の自由が功成されなければならぬといふことにある。事實と理想を理想と理想を區別する能力は、物事を批判的に分析する科學的精神の中に見えぬ。

このためには両親、生徒、教師の心を先づ第一に占めてゐた。從來の試験及第一主義を改めなければならぬ。形式的になり、極りきつた型のものになる。それは服従しておればよいといふ氣持を教師や生徒に起させる。それは研究の自由と、批判的判斷の自由を奪つて、そして社會全体といふよりはむしろ狭い範圍の官僚主義のために、當局者の意のままに操縦されることになる。最後に、この制度は時としては、ごまかしや不正行爲をやらせたり、若しくは健康を害して失敗に終らせたりするやうな、異常な競争心を産み出す。

しかしまた、青年の將來をチャンスの如何によつて左右させないやうな、新しい型の試験を行ふ余地がある。この問題は一九三一年から一九三八

年にわたつて約十ヶ國が参加して討議した國際調査會の主題であつた。武蔵問題の研究は、批判の機關と教育研究の中心機關との創設を必要とする。もし生徒の能力についての正確な知識を得る必要があるとすれば、できる限りのあらゆる創意工夫が用ひられなければならない。多くの教育再建に對する戦後の計畫において、指導と助言を與へることにこのやうな重要な位置が與へられるといふことは、思ひがけぬ出來事ではなく、すべての人々に平等な教育の機會を與へようとする理想の直接の結果なのである。

教育といふことは、言ふまでもなく學校のみに限られたことではない。家庭、詳細その他の社會的機關は、教育において果たすべき天々の役割を待つてゐる。新しい日本の教育は、有意義な知識をうるために、できるだけ多くの資源と方法とを開拓するやう努むべきである。學習者が教育の過程に能動的に参加するのでなければ、即ち學習者が理題をもつて學ぶのでなければ、教育は、試験が済み次第忘れられるから、蓄積に過ぎなくなるのである。

このやうな智的を革命は、しかし、カリキュラム作成の方法と内容の變更を必要とする。

24

カリキュラム

カリキュラム並に學科課程を立案する現在の方法は、前章に示された目的を達するため工夫されたものでないことは明かである。良い課程は單に知識のために知識を傳へる目的を以て工夫されるはづがない。それは先づ生徒の興味から出發して、生徒にその意味がわかる内容によつて、その興味を擴大充實するものでなければならぬ。目的に關して述べたことは、カリキュラム並に學科課程の構成についても同様である。即ちある特定の環境にある生徒が出發點でなければならぬ。中央官廳が生徒の環境や能力を顧りみることをなく、あらゆる事情の下に有效であることを保證された、いはば教育の手形のやうなものを發行するならば、前述の原理はふみにじられたことになる。それならば、カリキュラム並に學科課程を形成する際の、中央官廳即ち文部

省の役職はどういふものであるべきであるか。先づ第一に、それは教育の過程が最も良く実施されうるやうな状態を、作り出さなくてはならぬと我々は考へる。それは指導と刺戟と激勵の機能を行使すべきである。必要なのは教育官吏の増員ではなく、熱意教師、実地教示者、研究者が必ず要なのである。教師用参考書を發行することは、それらが指導と参考の性質を持つものであるならば、はげらるべきである。

25 カリキュラムと教科課程は、かくして中央官署と教師の協力行動の結果として生ずるものである。もちろん教育關係官吏も教師も、將來はこのカリキュラム作成の仕事に與るため、何等かの準備教育を受けてゐるやうになることと推定される。過渡期には、優れた指導の下にこのやうな仕事に加はるる機会を與へることは、現在勤務中の教師の訓練として、それ自身價値のある方法である。それに異議を唱へる者があれば、多くの教師は何時でもそれに應答するであらう。既に彼等は特に地方の社會生活と離れて、教育と教授の心理學的根據を理解しようとして求めてゐる。彼等は思ひ違ひをするであらう、しかしその思ひ違ひから、また向條

との記號から學ぶことは、新しい刺戟的な冒険となるであらう。

教科書

26

日本の教育に用ひられる教科書は事實上文部省の独占となつてゐる。小學校用の教科書は文部省に於いて直接これを作成し規定し、中等學校用の教科書はこれを作成せしめて文部省の検定を受けさせることになつてゐる。調査した範圍では、教師は教科書の作成にも選定にも十分相談に與つてゐない。カリキュラムについて前節に記した原則が健全な至當なものとするれば、更に教科書の作成並に出版も一般競争に委ねられるべきであるといふ原則が生れてくる。機會さへ與へれば、教師も視學官も教材の工夫と評價とにおいて十分有能であることを示すであらう。多数の努力によつてこそ、新しい秀れた考案を發展せしめる一層良き機會が來るものである。主として經濟的理由により、教科書の選定を全然教師の自由に任せてしまふことはできない。教科書の選定は一定の地域から出た教師の委員會によつて行はれるべきである。

日本の教育者達ののみがよくこの仕事をなしているのである。他國の教育制度は、
日本の手引としては役に立つかも知れないが、これを盲目的にまねるべきものではない。
日本の教育の根柢には、極めて重大な役割を持つ取る教授分が存在する。これらについて更に具體的に論じて見よう。

修身、倫理

27 近年の日本の諸學校において教授される修身の教科は、従順なる公民たらしめることとその目的とした。忠義心を涵して秩序を俟たうとするこの勢力は、周旋の如く社會の蓋長を人物に支持されて、非常に効果的であつたので、やがてこの手段は不正な目的と結びついた。このため修身の課程は授業を停止されてゐるのであるが、民主主義的制度も他の制度と同様、その良の精に適合しかつこれを永氣せしむべき一つの倫理を必要とする。そしてその特有の目的はこれを教へることができ、従つてこれは他におけると同様學校においても教へられるべきである。然しながら民主主義は使徒の多様性を表はすものであるから、民主主義的目的

への手段そのものもまた自ら多様である。

28 ある國々の學校では、必要を徳目訓練を獨立した教科に集中しようとし
ないが、これは多分この自由社會の文化的多様性のためである。教師が十分準備ができてお
り、獨立せる心をもち、變より出たる忠實さをもち、かつ教師一人當りの支持
し生徒数が少く十分個別的に授業できる場合には、教育上の一々の手段の中
に道徳的完全体の精神をふき込んで、そこが自ら倫理的訓練が行はれてゆく
傾向をとる。

フランス人はまた別な方向に進んで行つた。日本の傳統はフランス人にお
おふ處が多いので、特別の倫理科を父兄も生徒も期待してゐるやうである。
日本人の現存持つてゐるもの自ら禮儀を以つて修身科をはじめなら、それ
でよかるう。少くとも日本の一般人は、その形式的な丁寧さでよく世界に
知られてゐる。顔を立てる極端な技巧を嘲笑しようとするまでも、如何に
すれば人の感情が日常一寸したことか、傷つけられないやうにできるかを、
思つてゐたいと思ふのはけだし當然である。日本において、
著しい謙讓さへ、それが對手に不快感を懐かせる時々のみ、

行き違ふこととなるのである。お前も之を普遍的にするならば、それは民主主義的となるのである。事實、如何なる形式の丁寧さでも、すべての人によりすべての人に押しこれがなされるならば、それは民主主義への道が容易にする。社会機構の一層秀れた原則のため以外に、我々は日本人の憲法作法を要するべきでないのである。

民主主義的の道徳から生れる政治的作法は、社会的な諸規則、及びこれらの法則によつて行はれるいろいろの慣習の中のみられる。かやうな形式上の手續をなくしては、公の意見を聞くことは不可能であり、従つて共通の意見をはき出して、これを共同の行動として結集せしめることも不可能である。これが政治において長くスポーツマンシップが行はれる所以であり、多数は少数を尊重し少数は多数の支配に従ひ、やがては少数をして多数たらしめるものである。そこで、男女すべての兒童は、その目的のゆえに保護するやうな意見を、學校で教へなくてはならぬこととなる。彼等は秩序ある意思の技術を訓練される必要がある。この訓練をする一方法は、彼等が願望を司會する集會を興かせることである。

る。長びく生徒も又生徒も、自らの憲法を辨へながら生長しなくてはならない。何故なら、これこそそこで多量若くは少量の統治が行はれてゐる訓だだからである。彼等にはまた他國の憲法についても多少の知識がなくてはならない。將來公民となつた時の準備段階として、自らの氣体の意見を決定するのは選挙によるべきである。若しまねることが必要ならば、議會を手段として、各段に小規模議會を興かせるがよい。

何よりも先づ、生徒は公民の英雄を知らさなくてはならぬ。さうすれば平和の道は戦争の愚と可哀な人を化される。公民的英雄はたたへる英雄は、カリキュラムの何處に教はれても備置を立つのである。

民主主義的の公民はその勢力を他と争はずべきである。そしてこのことには憲法や高い道徳に勝る必要とするばかりでなく、實の政治に参入して加する心を必要とする。個人は「英雄」なる事たるためは自ら英雄であり、「賢明」なる母たるためは自ら「賢明」でなければならぬことを知らなくてはならぬ。善良は偏狭からゆきえることはなく、賢明は濫進育ちの植物ではない。それは良い社会的環境と政治的實踐

から生長する。

男も女も自由をかち得てこれを保持しようとするならば、遂んで民三
 三級のたゞに努力し、かつ努力しなればならない。政治は立派なこと
 であつて、恥づべきことではない。政治的行動への無關心こそ恥づべき
 である。それは他人として他人を支配せしめ、従つて全國民をまさそへ
 けすることとを許すことにならなければならない。投票義務は道徳的義務であり、
 如何に賈明の投票をなすかについて、遂んで勉強しないのは許しがたき
 不徳である。不徳の徳をこそ自由の代價である。」

31
 以上道徳を綜合的完全、自己人と社會との統合の問題として取扱つて來
 た。しかし道徳はまた個人的完全の問題、即ち人が自己に對する幸福な
 る關係を意味するものでもある。人間が能動的動物である以上、このこ
 とは先づ第一に自己の仕事に對する満足なる適合でなければならぬ。職
 業家はその仕事の中を完全な自己の目的を見出したる個人であつて、生計を維
 みたつ、同時に満足なる人生を建設しつつあるのである。彼の個人的仕
 業がその人間としての職責をよく一致してゐるが故に、彼はただそれ

32

を急しさへすればよいのである。かやうな職業家の幸福は、ある程度を
 もち、自らその腕を自覚し、そしてそれ々々しんでゐる熟練工や職人
 が近づきつつある一つの理想を形造るのである。

人とその仕事との間に幸福があるといふ秘密を知ることには、即
 ち明瞭な精神の活動と発見し、かつ個人的な人間の完成への主要な要素
 を発見することである。ここでは見出される公式は、如何なる職業的
 修身科について、その内容を暗示してあまりあらう。職業主義による
 教育は如何に急進してゐようとも、これだけは忘れられたい見矢つたり
 である。教育の大切なるものである。政治的、産業的また職業的を如何なる自
 体も自己の仕事にまゐるで適合しない人間を御力で幸福にすることには出来
 ない。經濟上の因子は重大であるが最高のもではない。何處を見ても
 幸福のものが富の副産物と言へるやうなところは無い。富もこれを保証し得
 ないし、また富の快楽もこれをさまたげ得ない。投票の所有と執行とが
 この幸福な生活をうるための最高の公式なのである。
 このやうに國民自身が立派な道徳的資産を持つてゐるのだといふことに

その眼を向け、それらのものを教育として用ひるやうに勤めても、また決して非難ではあるまい。技術をもつてゐるといふことは實業を営むべき教育なのである。この點に歸しては日本は相當の發達を待つてゐる。人がその仕事の中に自己を表現してゐるところでは、必ず圓滿完全への一つの道徳が手由され、健全な意志の發達教科書に於ける一つの重點が具出されよう。

日本が實際民主主義的にならざるのなり、民主主義的を修養が當然にあらざるものと思ふ。我々はただそれが平和に於いて教へられ、民主主義の方面に傾けられさへすれば、その教へ方は日本人に任せておいていいのである。

しかし若しも利益が單獨な一つの材料として教へられるべきものとすれば、我々は又のこゝをすすめる。(一)眞の平等の程度に於いては、日本の習慣はできるだけその教養として保存すべし、極力奨めよること。(二)互に協同し合つてゆく公明正大なエゴイズムは、さうしたものが遂げられざるやうなやつてゐる制度の機構と共に、比較的研究されて

いへられよこと。(三)日本は存続する限りのあらゆる種類の仕事と、行進の急進の進歩したあらゆる階級上の階級とは、カリキュラムの中でおいて注進せらるべきこと。

歴史及び地理

歴史と地理は通常並列して、時間及び空間の中を自らの位置を定めるべき立つやう設けられたものである。即ち歴史と地理は、生徒が歴史的展望、自己の自然的環境の知得、更にその環境とその他の世界との關係についての認識を發展せしめざるを能はざる基礎を、與へるものと考へられてゐる。

日本の歴史は、兩學科の教授に關して、これと相容れない點を強調して來た。その記録された歴史は、意識的に知識と愛同され、その地理は、保身的に或る宗教的のさへ、自己本位であつた。

歴史科と地理科は、典型的日本のカリキュラムの中で客観的學科としては、非常に軽い位置しか與へられなかつたので、政治的専斷主義的教育が大

いなる役割をなしたのであつた。テキストの相次ぐ改訂は國策の線に沿つて來、一九三九年（昭和十四年）最新の改訂版におけるやうな大損傷を受けたのであつた。

學校の教授科目の中から、歴史と地理のテキストが回収されたため、三つの問題が起つてゐる。即ち

- (一) 適當な代行材料の供給。
 - (二) 内容、觀念及び活動の更に大なる民主主義化のため教育過程の轉換。
 - (三) 新たな歴史、地理教材の選定のための適切な基準の確立。
- 目下テキストの回収された分野においては、與へられるべき内容に關して非常に不安定の状態にある。この不安定は一つには軍事占領に關聯して幾多未解決の問題の残つてゐることが原因であり、一つには教師そのものの側における十分なる手続の不足のためである。事態は歴史と地理のテキストが單なる改訂で済まされ得ないが故に、極めて重大である。即ち、それは書き直されなくてはならず、しかも從來と異つた歴史觀を以てしなくてはならないからである。それには時日を要する。

テキストの書き直し期間中、採用しうべき臨時の處置として次の如きものが考へられる。

- (一) 一九二六年（大正十五年）版に用ひられたテキスト材料の利用。
 - (二) 指導用としての教師用参考書を急いで調製すること。
 - (三) 中學校以上における社會科の研究の補充、特に地方自治体の機構と機能とに重点を置くこと。
 - (四) 諸外國民を収めてゐるテキストの翻譯。
 - (五) 客観的歴史と神話の分離、及び文學として外國神話と共に日本神話の保存。
 - (六) 自國民の業績の實例を生徒に知らせるため旅行の利用。
 - (七) 生徒の作業計画としての歴史材料の客観的編纂。
- これらの提案は「間に合はせ」的考察ではあるが、満足すべきテキストや参考書が再び用ひられるやうになつた場合に、棄てられてしまふ必要はない。補助教材として利用しうるであらう。
- 歴史と地理の方向を完全に向け直すには、何年もの學問的勞作を必

要とするであらう、またそのやうに計画せらるべきでもある。以下二三の提案を試みる。

歴史及び地理のテキスト編纂の責任は、文部省内にとゞめられるべきものでない。日本の有能なる學者の委員會が設置され、日本歴史の書き直しのための、據所ある客観的基礎材料を明かにすべきである。かやうな材料は教科書の作成の基礎を與へるであらう。そしてこの教科書の作成は、本報告書に概説される原則に従つてなされなくてはならぬ。更に委員會は記録保管所の設立、學會の創設、研究發表、中等學校専門學校及び大學における社會科學の研究の擴張等にもたづさはる。

要するにその総目標は、不侵略と平和を盟へる一個の世界的社會の内において、民主主義的日本教育を振興することになければならぬ。

37

保健教育と体育

保健教育と体育は、カリキュラム改革の重要なことを、折よくまた都合よく例證するものである。現今日本に食糧は不足であり、將來も眞に

38

豊富にはならないかも知れない。故に營養は、知識の源泉としてまた食習慣の基礎として、身体の好調子に寄與しうるあらゆるものと關聯して、必ず思慮ある教育者の注意をひくに違ひない。逆に、無益な軍事訓練を支持すべき暇もなければ精力もないはずである。この訓練を迅速に廢棄したため、青少年は當然うくべき健康と体力と娛樂の機會を、とりもどすことができたのである。

故に我々は、教育者が本問題を十分理解しうるやうな、二三の可能な方法を早速監視することにしよう。この場合、他の場合と同じく、遠大な計画を必要とするけれど、健康は多くの個人道徳と社會道徳の出発点であるから、これらの処置の中、比較的明白なものに、大なる優先權を豫約せざるを得ないのである。

保健教育

保健教育は小學校において甚大な欠点があるやうに思ふ、そこでは生理も衛生も、實際にはほとんど教へてゐないと同様である。

教師団体に、學校檢診の然るべき規準と方法を、立案するための研究をさせなくてはならぬ。或る種の檢査には教師を使用してこれを助けさせることもできよう。醫學校では、學校運営に際して生ずる必要事項を、未來の醫師に知らせるために、短期の校醫指導講習を設置すべきである。醫師、養護指導、教師、生徒、父母をもふくめて、連續的檢診計画案を立てるべきである。

學校の保健教育には、個人及び家庭の十分な保健實行はいふまでもなく、細菌學、生理學、公衆衛生処置の基本的及び實行上の要旨をも、あわせて教授しなくてはならぬとは、大多數の權威者の同意するところであらう。例へば、營養の如きはこれを成行に委せてはおけないもので、生徒に判然たる指導と實地指示をなすことを必要とする。

成人の保健教育にもまた留意しなければならぬ。何等この点の教育を受けたことのない多數の成人を援助するために、この面の大體公開講習を助成することは幾の得たものであらう。隣組の活用は、やがて賒すべき成人教育の他の方面におけると同様に、この方面においても、先づ第

一に試みたら面白いと思ふ。各校の保健教育委員會は、關係學科担当教師の寄與を取りまとめ、彼等の経験の總和を以て生徒、両親及び團體員を指導することに寄與しうるであらう。

高等程度の學校にあつては、營養學、衛生學及び教授法の専門家が、最新資料を作成することに着手すべきである。あらゆる段階の教育を通じて、必ずその必要が直ぐさま起り、しかもまた長く續くに違ひない。努力したかひのある喜びがこれ程覺かむくいられるところは他にない。健康な兒童は、人間の幸福へのこの決定的な領域における一步一步の進歩を、絶えず感動的に思ひ起させるものである。

我々の問ふべきところではないが、健康状態の實質的な改善に伴ひ、逆説的に一大問題が、即ち、日本が高度の出生率を維持しつつ、死亡率を低めるに従つて、人口過多になつて行くといふ問題が、益々深刻になるであらう。生物學、社會學方面を代表する日本科學者の立派な委員會が、これらの關係を眞面目に研究するやう勧告する。

身体を強壯にし、訓練し、身体的の技術を教授する外に、スポーツマンシップと協力の精神とが有する固有の価値を、學校は認識すべきである。家庭や行き止りの横丁で行つて、しかも身体の訓練価値を持つ運動競技を、極力發達せしむべきである。できるならば、これらは男女が共に楽しみうるやうな遊戯に向くやう工夫されるべきで、その施設は高價なるを要しない。

小學校、中等學校、實業學校、専門學校等で体育に充てられた時間は十分豊富である。學生があまり運動もせずに長時間勉強する傾きのある大體程度においても、同様の授業を加へなくてはならぬ。現在よりもつと多數の女教師に女子の体育活動を擔當させ、かつその活動計画を改善する処置を講ずべきである。

41

何はさておき先づ、体育施設の回復を勵める。

教師から成る委員會で新教師用参考書の起草を企圖し、教師訓練の方法は保健、体育及び休養に關する近代的知識に照らして展開すべきであ

る。そのためには研究の必要がある。

42

体育諸協會、青年團をふくむ非軍事的競技団を發達して、再び活動を開始させなくてはならない。

我々は体育の点において日本の前途は可能であると信ずる。その組織には多くの長所があり、その人的要素は西洋諸國にくらべて見劣りがしない。民主主義教育に對する寄與の可能性は正に多大である。

職業教育

日本は、その家庭、都市、工場及び文化施設を再建するために、教養ある頭はもちろん、熟練せる手をも必要とする。日本における民主主義の保證としては一國の熟練せる、職についてゐる、見聞の廣い工員に優るものは無い。彼等は一つの産業的資産であると共に、精神的資産でもある。

かくの如き民主主義の防護者を創造するため、日本の教育者は、精神だけで動く人々に對すると同様、器具を持つて動く人々に對しても

教育をはらふやうに、國民を誘導しなければならぬ。
創造力と立派な衝動とは學者の獨占物ではないし、また從來もさうではなかつた。故に我々は初等教育においてもまた中等教育においても、社會研究の發達中に工員や労働者の社會的寄與と彼等に關する問題とを強調するやう勤める。十分に訓練された職員、指導の下に、各種の職業的経験を生徒に與へるべきである。

結論

上に論じた原理を基礎として、カリキテム、教授法、教科書、その他補助物の使用に關する教育の諸目標を約言することが出来る。
理解力に富み、責任を重んじ、またよく他人と協力する社會の一員として、各個人に男子男女兒童であらうと、男女成人であらうと——できる限りの十分な發達をうながすやうな場合に、教育制度を立てるべきである。故に、生徒を健康にし、身体の調子をよくする準備をなすべきである。試験のためたゞ事實的知識を暗記させるよりは、むしろ自由探

究に重きを置くべきである。

その教育制度にはなほ、普通教育の基礎を與へてから、近代社會の幾多の職業——農業、工業、商業及び家事學上、並に専門的な業務——に對する特殊化する準備教育に進むにしたがつて、生徒の能力、素質、及び感興に適應した各種の選校または教育機關を、準備するといふ實務がある。教育的でありかつ職業的である、編成よろしきを得た助言指導の組織は、學生を益するところが多いであらう。

最後に、教育制度は、單に知的なだけでなく實際的及び審美的な新しい感興を、學生の間にひき起すやうにするのがよい。新計画全般にわたつて、自學自修のための圖書館その他の機關が、重要な役割を演ずべきである。實際、教科書や口授教材の暗記を強調しすぎる悪風をのぞく最良法の一つは、種々異つた諸観点を表はす書籍や論文に、學生を接觸させることである。

以上の提案は皆、如何なる國民たるを問はず、その中における兒童の地位を率直に認識するところから出發する。彼等は率先して善をなすや

うに致へられなくてはならぬ。日本の将来は彼等の双肩にかかる。我々が彼等の心の新道を導くに當つて、熱心に我々の懸念を主張したとしても、それは單に、何処の國でも、青年は自分達のために十分に語るべき機会が、ほとんど與へられてゐないからである。

第二章 國語の改革

日本の子供達に對して我々が責任を感じさへしなければ、これに觸れず
にゐた方が慎み深くもあり氣持でもあつていゝと思ふ問題に、ここに當面
するのである。言語は國民生活に極めて密接な關係をもつた一つの有機體
であるから、外部からそれに近よることは危険なのである。しかしこの密
接な關係がまた専ら内部から行はうとする改良をさまたげてゐるのでもあ
る。

何事にも中間の行き方があるが、この場合それは立派な中ヨウの道にな
るであらう。國語の改良はどんな方面から刺戟を受けて着手してもいゝが、
その完成は國內でするより外にないことを、我々は知つてゐる。我々が與
へる義務があると感じるのは、この好意の刺戟であつて、それと共に、未
來のあらゆる世代の人々が感謝するにちがひないと思はれるこの改良に、
直ちに着手するやう現代の人々に大いに勵める次第である。

深い義務の觀念から、そしてただそれだけの理由で、我々は日本の國字
の徹底的改良を勵めるのである。

48

國語改良問題は明かに根本的な、急を要するものである。それは小學校
から大學に至るまで、教育計畫のほとんどあらゆる部門に、その影を投げ
かける。この問題を満足に解決できなければ、意見の一致を見た多くの教
育目的の達成は、極めて困難になるであらう。例へば、他の諸國民の理解
の促進や、自國における民主主義の助成がさまたげられるであらう。

教育過程及び一切の知的成育に言語が決定的な役割を演ずることは、一
般世人の認めるところである。それは在學中及び卒業後もずっと學問の重
要な要因をなすものである。日本人は、他國人と均しく、言語の音聲的並
に書記的記號を思考の手段とする。教育の全過程の質と能率が、これらの
記號の性質の如何によつて深甚な影響を受ける。

日本の國字は學習の恐るべき障害になつてゐる。廣く日本語を善くに用
ひる漢字の暗記が、生徒に過重の負擔をかけてゐることは、ほとんどすべ
ての有識者の意見の一致するところである。小學校時代を通じて、生徒は
ただ國字の讀方と書き方を學ぶだけの仕事に、大部分の勉強時間を割かざ
なくてはならない。この初級校年の間、廣範圍の有用な語學的及び文學的熟

47

總之、自然界及び人類社會に關する主要なる知識の修得に充てられるべき時間が、この國字習熟の苦しい戦ひのために空費されてゐるのである。

漢字の読み書きに過大の時間をかけて達成された成績には失望する。

小學校を卒業しても、生徒は民主的公民としての資格は不可缺の語學能力を持つてゐないかも知れない。彼等は日刊新聞や雑誌のやうなありふれたものさへなかなか讀めないのである。概して、彼等は現代の國語や思想を取扱つた書物の意味をつかむことができない。殊に、彼等は卒業後試験を以て知能啓蒙の樂な手段と見し得る程度の修得さへ、でき兼ねるのを常とする。であるからと言つて、日本の學校を參觀したものは、生徒が明敏でまた非常に勉強することを否定しうるものはただ一人もない。

公民たる者の基本的義務を立派に果さうとすれば、個人は、社會の出來事に關する簡單な記事の意味を、理解しなければならぬ。各個人はまた學校卒業後、直接自己の運命に影響する條件を、次ぎ次ぎに制壓するに足る普通教育の要素を持たなくてはならぬ。兒童が小學校を卒業する前にさうした事の手ほごきをしておかないと、移になつては、自らこれに着手する

時間も無しまたする氣にもなれないものである。そして日本の兒童の中、約八十五パーセントがこの時期に學校教育を済ますのである。

中等學校に入學する十五パーセントの兒童にとつても、依然として國語問題は解決されぬ。これら年上の少年男女は、相變らず國字記號の修得といふ果てしない仕事に骨を折るのである。何れの近代國民に、かやうなむづかしい時間のかかる表現と傳達の、せいたくな手段を用ひる餘裕があるであらうか。

國語改良の必要は、日本においてすでに長い間認められてゐた。著名な學者達がこの問題に多大の注意をはらひ、政論家や新聞雜誌の主幹をふくむ有力者の中には、實行可能な方法を種々研究したものが多し。約三十に上る日本人の團體が、今日この問題に關係してゐるといふことである。大体において、三つの國字改良案が討議されつつある。第一は漢字數の制限を求め、第二は全然漢字を廢止して、ある種の假名を採用することを要求し、第三は漢字も假名も完全に廢棄して、一種のローマ字を採用することを要する。

これらの諸案の中何れを採るべきかは、容易に決定することができぬ。然し、史實と教育と言語分析とを考へあはせて、伊節國は、早晚普通一般の刷字においては、長字は全廢され、そしてある音標式表現法が採用されるべきものと信ずる。

かやうな表現法は比較的修得に容易であり、また全學習過程を大いに簡便にするであらう。この表現法によつて、鮮字、カタログ、タイプライター、ライノタイプ機、及びその他の言語補助の用法が、簡單になるであらう。更に大切なことには、この表現法によつて日本の大衆は、藝術、哲學、科學、及び技術學上の自國の文書中に存在する知識と知慧に、一層親しみ易くなるであらう。それはまた日本人の外國文學研究を容易ならしめるであらう。

51
漢字といふものの中に存するある審美的その他の價値が、音標法では到底十分に表はせないといふことは容易に認められる。然し、一般の民衆が國の内外の事から良く通じて、はつきり意見を述べられるやうになるべきであるとするれば、もつと簡便な読み書きの手段が與へられなくてはならぬ。

52
統一された、實施可能な計画の完成には、時日を要するではあらうが、然し今こそ着手の好機であると思ふ。

伊節國の判斷では、假名よりもローマ字に長所が多い。更に、それは民主的公民としての資格と、國際的理解の助長に適するであらう。

必然的に幾多の困難が伴ふことを認めながら、多くの日本人側のためらひ勝ちな自然の感情に氣付きながら、また提案する變革の重大性を十分は知しながら、しかもなほ我々は敢て以下のことを提案する。

一、ある形のローマ字を是非とも一般に採用すること。

二、選ぶべき特殊の形のローマ字は、日本の學者、教育者、及び政治家より成る委員會がこれを決定すること。

三、その委員會は過渡期中、國語改良計畫案を調整する責任を持つこと。

四、その委員會は新聞、定期刊行物、書籍その他の文書を通して、學校や社會生活や國民生活にローマ字を採り入れる計畫と案を立てること。

五、その委員會はまた、一層民主主義的な形の口語を完成する方途を講ずる

こと。

六四字が兒童の學習時間を缺乏させる不斷の原因であることを考へて、委員會を速かに組織すべきこと。餘り遅くならぬ中に、完全な報告と廣範國の計畫が發表されることを望む。

この大綱案を記すために任命される國語委員會は、新しい形體の使用から生ずる學習過程について、豊富な資料を集めるための國立國語研究所にまで、發展するかも知れぬ。かやうな研究所ができれば外國の學志をひきつけるところになるであらう、こいふのは、多くの、々は何處にでも直ぐに役立つ有用な着眼を、日本の持つ經驗の中に發見するのであらうから。

今は國語改良のこの重要處を辭する好機である。恐らくこれ程好都合な機會は、今後幾世代の間またこないであらう。日本國民の眼は將來に向けられてゐる。日本人は國內生活においても國際的關係においても、新しい方向に動きつつある。そしてこの新しい方向は文書通信の簡單にして効果的な方法を必要とするであらう。また同時に、戦争が多くの外國人を刺戟し、日本の國語と文化を研究せしめてゐる。この感興を持續せしめ、育

くまうとすれば、新しい書記法を見出さなくてはならぬ。國語は廣い公道たるべきもので、障壁であつてはならない。

世界に永き平和をもたらさんとする各國の思慮ある男女は、國民的な孤立と排他の精神を支持する言語的支柱は、できる限り打ちこわす必要のあることを知つてゐる。ローマ字採用は、國境をこえて知識や觀念を傳達する上に偉大な寄與をなすであらう。

第三章 初等及び中等學校の教育行政

教育の基本原理

國民の養ふべからざる普遍的な權利は、主として教育の方途によつて保護されるものである。學校は人々の経験を補充し豊富にするために設けられる。個人が一生を通じて順次その最善の自己に到達する結果をもたらすやうな教育が、最も望ましい。

我々はくり返して言ふが、民主政治においては、個々の人間は卓絶した價值を持つてゐる、彼等の利益を國家の利益に從屬させてはならない。教育を受ける機會は、個人に能力に應じて、性、人種、信條と皮膚の色の如何にかかわらず、すべての人々に等しく與へられるべきものである。少島の團體も益せられ、重んぜられなくてはならぬ。

學校はその差仕する協同体にとつて必らずなくてはならぬ。カリキュラムを構成する校内の經驗は、生徒達の校外の經驗と密接な關係を持たせなくてはならぬ。

學校はあらゆる個人を援助して、強烈な個人的、家族的、公民的及び社會的な忠誠心を發展させるべきである。學校は黨派的な影響を與へる

基本的變更

日本の學校が民主主義的な平和的な生活方法の進展に、十分な責任を取らねばならぬ。學校は多少基本的な變革を改革する必要があることを信ずる。

我々が先づ第一に勸告することは、日本の學校に新しい哲學と、新しい方法と、新しい組織とを採り入れることである。このことは、人間の人格を至上の重要性を持つものとして認め、國家をその目的達成の手段として、官公立學校において、政治上または宗教上の黨派的な影響を防止するのがよいと思ふ。

勸告勸諭を儀式に用ひることと御眞影に参禮するならば、過去に

において生徒の思想感情を統制する力強い方法であつて、好意的國家主義の目的に適つてゐた。かやうな實効は停止されなくてはならぬ。かやうな手段の運用に關係のある形式は、人々の向上に不適當で、民主主義的日本の學校教育に反するものと我々は察へる。

集權、形式、及び方法の見地から、個々の學校と學校制度は中央集權的管カツを受けりものと、地方分權的管カツを受けりものとに分れる。集權式の學校制度にあつては、權威は一人の人、一個の制度、または一個の機關から出る。集權式制度は、制度の内外の權力者にかまか、れたり、利己的に利用されたりする危險が比較的多いことは、經驗の示すところである。日本の學校制度は從來しばしば批評的になつた。全制度を削じて色々な點で重要な地位は、教育者として以來的訓練を受けたことのない人々が占めてゐたからである。多くの教育關係者が、内務大臣またはその代表によつて任命されまたそれ相對して責任を重ふことになつてゐるのである。

この管カツ問題について、我々は日本の教育制度に二つの改革をすすめる。第一に、教授、教授監督、または行政に關して學校と交渉をもつ職員は、教育者たるに充分の資格をもたなくてはならぬ、そして、教育組織の一部として受けられた人または機關に與へられてゐる機關によつてその地位に任命されるべきものである。

第二に教育計畫の管カツを現在よりもつと分散させなくてはならぬ。全機關の一定の段階において、權力と責任の縱の線を、明確に切斷しなければならぬ。

必要なる調整

初級程度の學校では、修業年限は幾多不定であつた。小學校の修業年限は六ヶ年に定むべきであると我々は信ずる。この六ヶ年限は、少年少女は兒童期を通じて青年期の初めに達する。六ヶ年の小學校は、學校は全く無意味にし、そして義務教育とすべきである。後進材料を全然放棄してはならぬ。その教育計畫は、生來の能力を熱心に開發しようとして心を配る、信實で活動的で思想的な公民に將來なるやう、兒童を教育しなくてはならぬ。我々は小學校を男女共學を基として經營するやう願はる。

六ヶ年の小學校から先きは、中等學校の入学試験に落第したもの、また
 七ヶ年前にもつと教育を受けたいと思ふ生徒のために、更に一二位を加へ
 てゐるので相違がやや複雑になつてゐる、小學校の次に來る現在の中等
 學校は、その次の同じ型の高等專門學校に入らうとする生徒の要求に應ずる
 ためにできてゐる。

小學校の次の三ヶ年を、あらゆる男女生徒のために「下級中等學校」を
 創設して、基本的には同じ型のカリキュラムを全生徒に授へはするが、個
 人的な必要に應じて適當に修正できるやうにすることを我々は勧める。主
 要な目的は小學校の目的と同じやうなもので、人格の向上と、公民資格と
 職業生活との重點を置くべきである。この學校には、職業面を探究してみ
 るやうな機会を取り入れるべきである。我々は「下級中等學校」を三年間
 または新十六歳まで義務教育にするやうすすめる。この「下級中等學校」
 は無月謝にすべきである。小學校の場合と同じやうに、この水準に於ても
 その有する原理は男女に適用できるものであるから、この學校は事情の許
 す限りなるべく早く男女共學にするのがよい。

「下級中等學校」の後に、無月謝で希望者はたれでも入學できる三年制
 の「上級中等學校」の設置を勧める。この學校でもまた男女共學にすれば
 財政上の節約ができ、男女の平等を確立する助けになるであらう。然し、
 教育の機会均等が保證される限り、過渡期中はこの水準において男女別々
 の施設を用ひても差しつかへない。これらの學校は、家事、音楽、商業及
 び工業教育の課程のみならず、なほまた專門學校及び大學の入學準備にあ
 る學究的な課程も含むべきである。地方の稀少な地域では、これら全部の
 課程を一つの學校に集めるやう報告する。都市や人口の密集した地域では
 課程によつては、別々の學校に集めた方がよいものもあらうが、しかし大体
 において、我々は包括的な「上級中等學校」制をとる。

この提案の意圖するところは、小学校の卒業生を受け入れる、課税によつて維持せられるすべての学校は、同一な制度に併合されて然るべきであらうといふことである。これらは小学校高等科、中学校、高等女学校、職業学校、青年学校等をふくみ、更に師範学校後科科もふくむ。これらの学校が具備する分化した諸機能は、講習や補習等の施設も共に、中等学校のカリキュラムの中に包括されるべきである。

「上級中等学校」の課程を終了すれば、学力ある卒業生には、師範学校、専門学校及び大学専門入生の資格を與へるべきである。適當な段階において、身心の發育不良な兒童に注意しなくてはならぬ。目の見えぬ者や耳の聞えぬ者のために、また正視の学校では十分にその必要を満足せぬ非常に不利な條件を持つた兒童のために別個の學級または學校を設けなくてはならない。生徒の福祉は、正期の義務教育令によつて取締るべきである。

兒童の成長發達の確實な原則から見ても、學校施設を更に年少の兒童まで及ぼすことの賢明なことが分る。正規の學校制度に必要な改

革が行はれ、適當な經費が支給される時が来たら、育兒場や幼稚園をもつて多く設けて、これを小学校内に組入れるやう勤める。

日本に民主主義的教育制度を建設しようとする努力の究極の成否は、國民大衆がこの計畫を理解し受諾するかどうかによつて定まるのである。高遠なる決意も、公衆の支持といふ基礎がなければ実現する。故に、都道府縣及び地方の學校當局は、本報告書の別項に記載された、公立の成人教育計畫を進めるやう報告する。

官公立學校のために定めた標準に達してゐる私立學校には、認可を與へるべきである。公私立學校間の生徒の轉學は、生徒に損失または不便を與へずに行ふべきである。取計はなくてはならぬ。

教師には他の公民のもつ一切の特權を機會を與へるべきである。任務を立派に果すには、教師は、思想、言論、行動をもたなくてはならぬ。また彼等は地位の保護を、相當な材料をもたなくてはならぬ。

青少年の最高の利益を教師自身の福利増進を達成するために、教師は地方的、都道府縣的、及び全國的夫々の水準において、自發的な

師を組織すべきである。教師の協同は勇敢に行動し、また他職能と密接に協力する自由を有すべきである。^(卒先)
 少くとも利己的に利用される危険が虞るだらうと思はれる、日本の学校制度の一種の地方分権を實現するため、ある改革を實施する目的をもつて、学校令を準備し採用するやう我々は提案する。その改革についてこれから論じよう。一

文部省の権限

文部省は、日本の精神界を支配した人々の、権力の中心であつた。従来さうなつてゐたやうに、この官廳の権力は濫用されなうとも限らなから、これを防ぐために、我々はその行政的・管理權の削減を提案する。このことはカリキュラム、教授法、教材及び人事に關する多くの現存の管理權を、都道府縣及び地方的学校行政單位に、移管せらるべきことを意味する。

従来は、視學官制度によつて学校の統制が強制されてゐた。この制度

は廢止すべきである。その代りに、統治的または行政的權力をもたぬ、感激と指導を供與する、相談役と有能なる専門的助言者の制度を設けなくてはならぬ。

文部省の機能の内務省から繰繰すべきである。初等及び中等教育に關する文部省の権限及び職務の中、我々は左の專を提議する。

- 一 教育の各分野、即ちカリキュラム、教授法、教材、校舍建築維持並に經營、教科書、財務記録、會計並に報告等における、專問的諮問制度の創設。
- 二 校内の軍事的又は極端な國家主義的活動に關する拒否權の行使、この權限を法律に明記しかつこれを限定すること。
- 三 教師協定の客觀的標準の制定に對して指導權を與へること。
- 四 学校に對する客觀的標準の設定。
- 五 政府から支給される教育基金の分配、ただしかゝる分配は法律に

明記されてゐる客観的な定則によること。

都道府縣の権限

公立の初等及び中等教育の管理に對する責任は都道府縣及び地方的下部行政區畫（即ち市町村等）に委せられるべきである。

各都道府縣に教育委員會または機關が設立され、そしてそれは政治的に獨立し、一般民衆の投票の結果選出された代議的公民によつて構成されるやう勸告する。この機關は法令に從つてその都道府縣内の公立諸學校を全般的に監督するものとする。

都道府縣の機關は都道府縣の教育の指導者を任命すべきで、その人は教育の領域内で訓練と經驗を得たものでなくてはならぬ。彼の權限及び任務の中、次のものを我々は提言する。

- 一 その都道府縣の公立學校に對する最低標準の制定と保持。
- 二 客観的標準による教師の免許。
- 三 地方の學校當局の推舉する教科書の認可。一教科書を選ぶには教

師に大きな責任が與へられるべきである。

四 教師が現職のまま修業しうる設備及び教員上の技術改善のための専門的集會の開催。

五 文部省の定めた標準に從つて、初等及び中等程度の學校及びその他の教育機關の認定または認可。

地方的下部行政區畫（市町村）の權限

學校が強力な民主政體の有効な手段となすべきものならば、それは國民にとつて親密なものでなくてはならぬ。教師や、學校長や、地方教育課長などは、上位の教育關係官吏の支配や制御を受けないことが大切である。なほ、あらゆる程度の學校の行政を直接受持つてゐる教育者は、その奉仕する民衆に對して責任を持つこともまた大切である。

各都市またはその他の地方的下部行政區畫においては、國民の選んだ一般人によつて教育機關が構成され、この機關が法令に從つて、その地方にあるすべての公立の初等及び中等學校の管理を司るやう我々は觀

める。この機關は専門的に資格のある教育者を、その都市またはその市の
地方的 下部行政區畫の 学校制度の部長として任命すべきである。

地方 学校制度の部長の任中、次のものを我々は提言する。

一 一般人によつて構成される、この教育機關の行政官としての職責を
果すこと。

二 法律に準拠しかつ、地方教育委員の任用した一般方針の下において、
その都府の教育計劃案の處置。

三 地方教育機關に對して彼の監督下にある学校の教師の任命に對する
推薦。

四 学校における教授の監督と学科課程の進展及び教材の選擇に對して
校長や教師に對する援助。

五 その地域の教育上必要とされるものの調査、学校建造物の適正な位
置の選定及びその建築の監督。

六 兒童の福利を増進し教育上の計劃を改善するため、両親と教師との
團體組織の助成。

財政上の支援

学校の財政上の支援は、そのべきの賜する社會の一般的な經濟的水準に
依存するであらう。

民主主義的な教育計劃はその性質上公の基金の多額な經費を表示する。
これは廣範圍に及ぶ教育上の機會、應の廣いカリキュラム、優れた監督、

更に十分に訓練された教師、小人以上り成る學校、及び優秀なる師品を
必要とするからである。師品を養成するに對つて、これらの施設と援助とは、今

度は立派に教育された公民達の、發達された能力と生産力とを道して、公衆
の富に健全な寄與をなすものである。教育は、かく考へれば、永續的自
給の投資となる。

日本の人々は比喩的廣範圍にわたつて学校及び文化施設を進んで支持
しようとする意向を既に示してゐる。彼等は個人的に大きなギヤイをばら
つても、あらゆる階級の間に優秀な学校を設ける方法を見出すであらうと
思ふ。

70

教師の給料
あらゆる方面において、教師及びその他^(他)の教育関係職員の給料は、彼等の仕事の重大性さつりあひの取れない標準以下のものである。彼等の職の仕事を以外に内をすることを、または家族手當をもらふかして、この給料の補ひをしなくては、それ相應な生活の基準を維持することができない。國家及び北海道府縣の教育指導者達が、すべての教育関係職員の合理的な最低給料表を作成して、それに應じて適正な法律が制定せられるやう勸告する。

供給と備品

69

民主主義的な學校制度を可能ならしめるためには、適當な給料を支給し、教師及びその他の教育関係職員の十分な數を持ち、更に教科書及び参考書、圖書館の書物及びその他の教育上の備品を十分に供給しなくてはならぬ。教師上視覚並に聽覺の助けを借りることは從來よりもつと廣範圍に利用せらるべきである。(譯者註、フエルトムヤラチオ、蓄音機の利用を意味する。)

學校建造物

日本における學校設備の状態は、大きな財政上の問題になることは明かである。數多くの學校建造物が破壊された。最近の現時状態は學校の維持を忽にせざるを得なかつた。新しい建造物は設備に際して照明、暖房、通風及び電氣裝具等において近代的設備をふくんでなくてはならぬ。

一般的支援

教育當局及び税務當局は、協力して、學校の十分な財政上の支援に對する計畫を定めるべきである。この計畫は國家、都道府縣及び地方的下級行政區畫において夫々なされるべき相對的な補助額を明示すべきである。一般的福利のために、相等の教育上の機會をあらゆる兒童、青年並に成人に與へることが政府の目的でなくてはならぬ。この原則を實現するために財政上の支援を均等にする計畫が立てられるべきである。

十分な教育上の計畫を支持する上において、地方及び都道府縣の
 能力には明かに大なる差違がある。都道府縣における學校補助金の
 分配にもこの均等化の原則が適用されなくてはならぬ。學校の經營
 の合理的な比率は、地方的下級行政區畫において設定せらるべきで
 ある。

第四章 教授法と教師養成教育

主題に關聯せる諸問題

教授法及び教師養成教育の改革は、全般的な教育の改造と同様を目的を持つてゐる。

舊制度の影響が授業の實際において明白に示されてゐるのを我々は見た。教師達は何を教へるべきかまた如何に教へるべきかを嚴密に命ぜられてゐるのである。授業は全体的に見て、形式的で硬りきつた型のものであつた。指令された内容と形式から少しも外れないうやうに、視學官達は印刷せられた教授要旨が嚴重に守られてゐるのを見届ける義務を負はされてゐた。このやうな制度は狂人拘束服の中に授業を押しこめる効果を持つてゐる。

73

かやうな状態は良識ある日本人によつて嚴しく批判されてゐる。然しながら、あらゆる不利な條件の下にあるにもかゝはらず、その授業振りに非常に美事な柔軟性を持たせ、また教師達が少なからざつた。獨力でまた集團を作つて、日本の教育の指導者達は活動力をうばひとる束縛から

74

脱れ出ようと努力してゐる。これららの先導者達に榮譽あれ！
そこで十分な生徒の發達をもたらしうる点で、一般に優秀なものとして認められてゐる授業の實際を二三簡單に述べてみよう。まず、することに上つて日本の學校に欠けてゐるそれらの諸性質を更に強調し、否誇張さへすることができらう。

何人といへども日本の教師達に向つて如何にして記憶の練習を指導するかとか、手先の熟練を發達させるかを教へる必要はない。彼等はこの技術には熟練してゐる。この種の授業の價値を低く見ることには當を得てゐない。社會的なまた道徳的な問題を取扱ふ場合に、その問題解決への着手や判断に際して、それが好奇心や獨創性の發達をさまたげる時においてのみ、それは悪いのである。

優れた授業の特徴

優れた授業の實施とは、所期の目的を達成するものである。民主主義的なるもののであるならば、民主主義的な手續の賢

75
明を使用が示される。然しそれらの手續が用ひられても、時間を空費して生徒の習得するところが極めて少い結果に終る場合、または生徒の卒業の與へられた段階において必要以上に多くの自由が許される場合は、何かが誤つてゐたのである。生徒の計画案のある部分は、直接教授の方法及び練習状態の教師による管理をふくむべきである。熟達した立派に教育された教師は、彼の技術の一部として、採るべき方法を判断する事ができるであらう。

一般に言つて望ましい教育は、人員の少い級、設備の整つた教室、圖書室、体操場、運動場及び特別教室などの助けを借りた場合、順調に運ばれてであらう。ラジオ、蓄音機、映寫機などはしばしば有用である。然し豊富な設備をもつた校が必ずしも優秀な学校とは限らない、そして貧しい設備をもつたものが立派な教育上の経費をたらすかも知れない。

若しも教師が十分な自由を與へられるならば、生徒の進歩を豊かにするために、学校の外部の多くの施設を利用するであらう。農場、工場

事務所、圖書館、博物館及び病院等は教育上の好機會を供給する。級級が余り大きすぎるとやうな場合には、民主主義的な方法に熟練してゐる教師は生徒の指導力を求めて、生徒の座長の下にその級を一層小さな群に分割することができる。

民主主義的教育は、生徒の個人差を認識すること、個人の可能能力の發達に力をこくこと、及び社會的な集團に氣持よく効果的に参加することを究極の目的とすること等によつて、特色付けられる。

個人差

平等とは画一といふ單調な悪い平等の意味ではない。生徒の間にある宗教、人種及び社會上の身分等のやうな相違は、民主主義的な学校では當然無視されていゝものである。成人層の中にはたとへどんな偏見があるらうとも、平等な教育上の機会がすべての者に與へられるべきである。然し、民主主義的な学校は、試験及びその他の方法によつて、生徒の智能程度を發見して、それに教學を適合させようと努める。それは生徒が

それに應じ得ないやうなことを要求しないやうにし、更に夫々異つた智能を有する生徒に教育の経路を與へるために、その教材提供の範圍を擴げる。同様に、それは種々異つた興味を有する生徒達に對して、例へば、田圃の地境から來る者と都市の区境から來る者とに對してその教學を調整するやうに努める。

兩區間の智能上の差異は、少年少女が同じ教室應て教育されてゐるところでは事實上存在しないことか知れる。教育成長を共にするといふことは自然でもありまた有益でもあると信ぜられる。スポーツや体育のやうな活動や、また希望によつては、手先で行ふ活動などに對して學校内て兩者を分離させることは、それが慣例となつてしまへば、面倒なことは何とんど何も起らない。

77 匪人の發達

勝手に決めた標準に備ひてはせようとすることは、最も望ましい型の發達をもたらしものではないと思ふ。ある者にとつては効果的な方法

でも他の者にとつてはそうではない。以神か語り生徒か聽き、そして彼等が話されたことを單に百ひ返すだけの空氣は、生徒の發達をうながす上に効果がない。生徒達が注意を集中して、かつ可能を結果または實際の結果を以て解答を吟味しなから、質問を解したり、色々な原因を調べたり、その意見を集團の批判に供したりすることかできない決りは、發達と獨創とはおさへられてしまふ。

社會への参加

民主主義的を態度は民主主義的を行動の経路を通じて進んで進ばれなくてはならぬ。形式張りの生徒討論會の訓練はそれに役立つのである。民主政治における集團生活へ参加するための訓練には、集團討論の過程や、指導者の選定や、指導者たることの實習や種々異つた意見を受け入れる寛容な態度などを練習する必要がある。

公民教育の授業の実施提案

上に述べた教設法の概念をもつとはつきりさせるために、实例を挙げて、採用でききうな明細な実施案を示さう。ここに述べる実施案の全部とは言へぬまでも多くのものは、あちこちの日本の官公私立の無校経営に於いて現在実行されてゐるものであつて、そしてその中のあるものは、歴史的に実現されたが、一般に行はれてはゐない。

实例に選ばれた分は日本に於いて修身、時には「公民」と言はれてゐるもので、合衆國では「社会研究」の一部になつてゐるものである。それは政治學、経済學、社會學及び倫理學をふくみ、進習者の成熟に適應させてゐる。

79
教職の宗敎が倫理學の体系を提唱し、そしてこれらの体系は價值があるが、然しそれは相容れざる宗敎的教義と結ばれてゐるから、國家は宗敎上の教義を教へることを無校から除外するのが賢明である。然しながら、これはそれらの何れの教義をも抑ひて教へ込まうとしなければ、特に上級無校に於いては、冠々な宗敎の研究を除外するものと解釋される必要はない。

80
その年齢の進展に応じて、生徒達は地方（市町村）の産業や、地方、郡道府縣及び政府の行政などについて學ばなくてはならぬ。初等及び中等無校に於いては、營業所、銀行、商店、警察並に消防署、及び官廳などを參觀すれば、うるどころが多いであらう。彼等は如何にして公私の事業が經營されてゐるかを學ぶであらう。彼等を元氣付けて質問を舉したり、意見を發表したり、討論に加はつたりするやうにさせなくてはならぬ。雇主及び政府職員の仕事、雇人としてまた公民としての雇人の共通の權利等か、詳説せられなくてはならぬ。これらの權利を確保する手段並にそれを改善する方法について質問が舉せられるべきである。フィルム・ストリップス（譯者註、ゲン燈用のフィルム）や活動寫眞は普通の教授法を補つて、生徒達の身邊を遠くはなれた所までその知識をひろめることができる。

そのやうにして得た知識を活かすために、ある程度のは室の時間がある問題に當てられ得よう。無校の外観を改めるとか、衛生状態を改善するとか、娛樂上の施設を舉進せしめるとか、書籍や繪畫などを出品

81

してもらふとか、學校の色々な會を計畫するとか、新入の生徒を學校に紹介するとか、特殊な興味によるクラブをつくるとかいふやうな問題を、論議して解決する柔軟性ある委員會式のやり方で、單純な型の機構が組織されうる。學校によつては各學級または各集團から選舉された代表者達が學生評議會として役立つかも知れない。これは特に學生側の幹部としてその權限内で行動を取り、教授會に提案や推獎を行つてその考慮を求めらるであらう。

民主主義的な過程は解釋を誤られるかも知れないので、それを明かにしなくてはならぬ。傳統的な日本のしつけ方に對する他の文化の壓迫にともなつて、種々異つた集團の間に、また若い世代と古い世代との間に、多くの争ひが確かに起るであらう。選拔された教師達の指導のもとに行はれる討論は、若い世代の人々を助けて、古いと新しいとを問はず、善いものを固守せしめることゝならう。

82

道徳的な行爲や倫理的な態度は、正規の學級時間に與へられる経験以外に、學校の他の分野において、例へば音樂團組織において養はれうる樂器が利用できる場合、合唱團、唱歌隊、合奏團、オーケストラ及びアンサンブルなどは、そこにふくまれる審美的價値に加ふるに、學生をしてその個人的な楽しみを、望ましき社會的な目的と結び付け得させるであらう。同様に正式または略式の劇の演出や、演劇や、人形芝居などは種々難多な才能を必要とし、かつ夫々の才能はそれ相應に役立つものである。

なほその他に、グループ・ゲーム（集團遊戲）やチーム・スポーツ（團體競技）などは實際に身をもつて苦しみにたえながら、共同分担の徳や、他人に對する尊敬を學び、また立派なスポーツマンシップ（競技者精神）の規定を學ぶ絶好の機會を子供達に提供する。これらの態度が一般化されて人生の他の場合に應用されうるなら、單なる教訓的方法からは得られさうもない意義と内容が子供達に與へられる。

教師の再教育

日本の學校に現在勤めてゐる教師は、非常に重大な社會的意義をもつ

た、複雑な仕事に直面してゐる。彼等は過去に起つたでき事を解釋しなくてはならぬと共に、新しい世代の者に対して、新しい日本に席を占める心構へをさせなくてはならぬ。彼等は未だ十分習熟してゐない民主主義的な方法に従ふことを期待されてゐる。教師がその自ら認容した責任を果すべきはづのものならば、彼等は利用しうる限りのあらゆる援助を必要とする。

臨時再教育計画

現在學校に在る教師に必要な援助と指導を與へるために、臨時の訓練計画が必要である。このやうな計画は直ちに着手せられ、しかも様々な方法で行はれるやう勸告する。推移には時を要するであらう、そこでこの臨時計画案は二ヶ年にわたつて計画されるやう提案する。その期間内に、教師は一人残らず、教授へのこの新しい進路に關し、協議と訓練とを成しとげうる機會を得てしまつて居るべきである。

臨時再教育の方法として行ひうるものうち左の如き方法を提言する。

83

一、各學校内の教師の集會

84

あらゆる學校がその教師達の集會を開いて、その席上、問題や實際に行はれてゐること等を、校長に支配されずに自由に討論する必要がある。二、普通の學校で教育顧問の指導下に行ふ、民主主義的起原を有する教育の實際活動。

何處でも實行しうるところで、新しい實際活動を始めるために、學校の教師や校長を助けるだけの資格のある經驗に富んだ教育者は、普通の學校を選んで、その職員や、親達や、生徒達と協力しつつ、その學校に適當な新しい方法を發展させる援助をなすべきである。現實の學校においてかうしたことを實地に教示することは、教師達が計画に参加することや、認容されるだらうと思はれる種々様々な實際活動を示すことによつて、必ずや他の學校を益することとなるであらう。

三、實地教示者の移動單位または巡回集團。

民主主義的な方法に熟達した、選拔された教師達が、地方の教師達を激励しつつ、彼等の疑問に解答をうる助けをなしつつ、自治体から自治

体へとチームを作り隊を作つて移動しうるであらう。かゝる集團は日本
の様々な地域からの、また大きさを異にする自治体からの教師達で構成
されるべきである。これらのチームを増加する何等かの計畫は、臨時二
ヶ年の期間内にすべての學校に及ぼされるやうに手配されなくてはなら
ぬ。チームは映器及びその他の補助物を供給されるであらう。

四都道府縣師範學校と關聯する實驗學校（附屬小學校のこと）の用途。
各師範學校と關聯する實驗學校は新しい有用な實際活動の模範を示す
ために急速に再修正されなくてはならぬ。これらの學校から教師達を
任せて、その代りにもつと新しい方法を用ひうる能力の證明済みの教
師達を置くことが必要であるかも知れない。

都道府縣師範學校がその實驗學校における實際の教育手段を修正した
後、田園地域、村落、都市などの教師達によつて選出された教師の代表
者達が、これらの實地教示の中心部に送られて研究すべきである。彼等
はその學び得たところのものを他の教師達にわかち與へるだけの訓練を

得て、彼等自身の自治体に帰つて行くであらう。

教師の現職教育

上に述べた案は臨時の計畫として提出されるものであつて、それと同
時に、既に奉職中の教師を引き續き訓練するために別な方策が立てられ
なくてはならぬ。これらの計畫案は現職教育として述べよう。

自由主義を奉ずる日本人によつて、また全世界にわたる彼等の友人達
によつて描き出される新しい日本は、原動的な、着々改善されてゆく學
校制度を必要とするであらう。かやうな制度は彼等が奉職してゐる間は
その専門的な訓練を怠らぬ教師を持たなくてはならぬ。停滞してゐる學
校とは、その教師達が教職をとり始めると同時に、學習を止める學校で
あり、活動的な學校とは、その教師達が最初の準備を完成して、彼等の
天職の完全なる義務に着手すると同時に、その専門的な研究の最も効果
的な部分を開始する學校である。

現今の日本には、こゝを合ひすまじき設備を教室においで、たは

かつ彼等の仕事に光りと暖かみと快活さとを與へてゐる教師達がある。子供達に關するその認識と、その豊かな熟練とによつて、共働學習の劇に光彩をそへて、ハツラツとこれを活かしてゐる教師達がある。さうした種類の教授力を發展させるために、永續的な機會をあらゆる教師に與へるのが、現職教育目的である。

教師の現職訓練に對する 二 三の提案は左の通りである。

教師の集會

教師にとつて何より第一に教育上必要欠くべからざることとは、同僚と相會して互ひに助言と感敬とを語り合ふ機會を與へられるべきことである。各學校の職員會議はこの必要に應へるものではあるが、それはほんの手初めに過ぎない。村において、都市において、または都道府縣において、あらゆる型の學校のあらゆる教師達の、専門的な集會が助成されるべきである。中等學校の教諭も大學の教授も、小學校の教師と同じ天職に従ふものである。彼等は同職の同僚を助けうるだけでなく、また更に何故に日本

の小學校の授業が、往々にして他の學校のそれに優るかを、予見し得なくてはならぬ。

特殊な専門的關心を持つた教師達のグループの集會もまた催されなくてはならぬ。特定の學科の教師や、ある種の學校の管理者や、學校改革のために團結することを望む教職關係者などは、當事者達の全員に深い興味をもたせる集會をまとめうるであらう。

文部省並に都道府縣及び都市の行政官廳が専門的な集會を助成して、必要な援助を與へるべきではあるが、しかし最も効果のあがる教師の集會は、通常教師自身で組織するものであることは確かである。教員組合をはじめ、あらゆる種類の教師の團體は、これを組織する自由を與へられなくてはならぬ。思想をひろめるために集會を催す權利は、如何なる原則にも優る決定的な民主主義的原則である。

講習會及び協議會

師範學校、高等師範學校、單科大學及び綜合大學の如き教師養成機關

は、協議會、作業場、講習會及び休暇中の補習等のやうな、種々な言葉で呼ばれる特別な専門教育手段を、現職に在る教師達に提供すべき義務を明かに持つてゐる。

教師のための出版物

専門的な出版物は、教師に關聯する諸問題の論議や、また實際に行つて成功した授業の報告等を、もつと多く取り入れていいであらう。専門的な讀み物と關聯して、通信で送られてきてもいいであらう。

教師相互の授業參觀

現職教育の最も効果的な團の一つは、また最も簡單なものの一つである。それは授業中の他の教師を參觀して、引續きそれに關聯した教育上の目的及び方法を論議することである。この種の勤務中の体験は、教師各自に時間を與へて、同じ學校内の他の教師を參觀させることから始められる。更に全一日を費して手近にある他の學校を參觀したり、またも

つと長い間遠いところへ參觀に出かけてゆくことも出来る

監督官

教師の養成教育を繼續して進めるためには、優れた監督の大切なことを忘れてはならぬ。監督官は一種の助教師であつて、何よりも先づ、彼の同僚たる教師を助けてその職務に熟達させることを第一の務めとするといふ原則を忠實に守ることか、恐らく近代の學校で効果をあげてゐる監督官のもつた特徴であらう。現在の日本の諸學校における監督官といふものの専門的な資格は、思ひ切つて高められるべきである。視學官は教師達の指導者であり助力者であるを見る、近代的な考へ方に合ふやうに、その職能の性格が變へられなくてはならぬ

旅行

近き將來において、日本の教師達が再び自由に旅行することができて、他の國々を視察したり他國に留學したりできるであらうといふこと、及

び日本の教師達とすべての聯合國の教師達との交換が、取極められるかも知れぬといふことの希望を我々は敢て述べる。

教師の福利改善

再教育をふくめての、現職教育に對するあらゆる計畫立案と同時して、現在の教師の重すぎる負担を軽くし、研究及び旅行のための賜暇を與へ、そして教師に對する十分な給料の等級を定めることが確かに必要だと我々は考へる。

教師の養成教育についての概観

教師の養成教育を考察するに當つては、すべての型の教師をふくめることが必要である。小學校の教師、及びこれらの教師を養成する師範學校に對して、通常周到な注意が向けられる。中等學校、高等專門學校、師範學校そのもの、實業學校及び青年學校、單科大學及び綜合大學の教師養成に對しても、同様な考慮が払はれなくてはならぬ。特殊の準備

92 教育は現在では主として小學校の教師達に與へられてをり、しかもこれらの中のせいぜい半分以上のものか、彼等の仕事に對して特定の準備教育を受けてゐるに過ぎない。

そこで先づ第一に自立つことは、教師に對する養成教育が不十分であるといふことに歸着するやうである。即ちある種の型の教師達だけが特定の準備教育を受けるに過ぎず、しかもこの中の僅かに少數の者だけが、彼等の仕事に對して特定の準備教育を受けてゐるに過ぎないといふ點において、かく言ひうるのである。専門的な準備教育はあらゆる型の教師達に、そして各々の型に屬する全部の教師に及ぼされるべきである。

校長、監督官、都道府縣教育課長及び文部省内の職員等の如き他の職員は、教師達よりも更に少い準備を彼等の仕事に對して受けてゐる。教師及びその他の教育關係職員を現職のままに教育するといふこの大切な仕事は、それを實施する用意が十分できてゐる何れの機關にも集中されてゐないのである。都道府縣の職員は必要な經驗をたけ訓練を缺いてゐたし、文部省は他の仕事にたづさわつてゐた。現職教育は文部省の

活動を最近活氣付けたものとは異つた教育の概念を以て實施されなくてはならぬ。更にまた、それはこの新しい概念を受け入れこと共に、實際活動においてそれを實施しうる教育を施された個人達によつて、實施されなくてはならぬ。

第一に必要なことは、師範學校の仕事が、それを民主主義的教育の發達における代行者たらしめるやうに、正しく向け直されることである。この問題はこの報告書で更に詳細に扱はれるはずである。

師範學校の仕事の再編成は課された仕事の僅か半ばに過ぎない、何となればそれはこれらの學校で教育を受ける教師達にだけ影響を及ぼすのであらうから、すべての小學校の教師達が師範學校を通過するやうに要求されない限りは、と言つてもそれは恐らく實行し難いことであると共に望ましからぬことであらうが、さもない限りは、彼等が通ふすべての學校で教師達の養成教育に對する計畫を立てることが必要であらう。更にまた臨時の場合を除いては、教育機關において特定の準備教育を受けないでは、如何なる教師も免許を與へられないやうに、教師の教育に關

しての資格を修正することが必要であらう。この意味は、例へば、系統的な準備教育を受けない限りは、中學校、專門學校、高等學校または大專等を單に卒業しただけでは、如何なる教師も授課する許可を與へられるべきでない、といふことになる。これは急速に充たし兼ねるかも知れぬ要求ではあるが、然しそれは斷然確立されるべき目標なのである。教師養成の教育は三層になるべきである。先づ第一に、言語の熟達及び傳達的手段等の如き要素をふくむ全般的な所謂高等教育。文學及び美術の評価識別をふくむ現代文明の理解。近代の世界にまどる科學の地位についてある程度の知識、近代國家の公民が直面する、經濟的並に政治的性質を有する特殊な問題についてある程度の理解。

第二に、教師養成の教育は、彼等が應へるべき教材についての特別な知識を要求する。初等教育の教師の場合には、この教授の領域は種々雑多である。更に上級學校ではそれは順次専門化されるやうになる。

第三に、教師は彼の仕事の専門的な面の知識を保持なくてはならぬ。彼は比較教育史及びその社會學的根據について、またその中にあつて彼

が成へねばならぬその制度の組織について、及び實驗と兒童に關する
 點とを通して、最も効果的であると認められてゐる教授方法について、
 ある程度知識を持つてゐなくてはならぬ。この專門的な仕事は、兒童
 と學校の觀察、及び監督下における教授をふくむべきである。この専門
 的準備教育は、その完全な形において、少くも初等及び中等學校のすべ
 ての教師達に及ぼされなくてはならぬ。現在では、かくの如き準備教育は僅
 かに小學校教師の一部に施されてゐるだけで、他の者には實際何も施さ
 れてゐない。この擴大された教師養成教育が實施されなくてはならぬと
 すると、教師を養成するあらゆる機構は、この仕事に参加して、十分用
 意の整つた教育學部または教授團の確立を目指して努力して行かなくては
 ならぬ。

將來の教師が適當な高等普通教育を受けてゐるものと假定して、教育
 學部または教授團は、ある一定の型の教育を施さなくてはならぬ。

第一に、かやうな教授團または教育學部は、十分能力のある者達に
 よつて、書き直されるべき教育の歴史に著作を提供しなくてはならぬ。

譯者註(從來) 日本の教育史はとらはれた思想で書かれてゐる故書き改めら
 れる必要があり、その際この教授團はその新しい歴史を書くべきである。
 これに國內及び海外の教育の發達に關して學生を啓發するであらう。

第二に、その教育課程は、學習過程、個人差、教育側定、及び特に、
 兒童の發育、並に兒童心理學等をふくめて、教育の心理學的基礎の徹底
 的な扱ひ方を取り入れなくてはならぬ。その扱ひ方は單に理論上の教授
 だけでなしに實驗と觀察とをふくむべきである。

第三に、學生は、その中で兒童が生活しその中で教授の仕事をしてゐ
 る社會の研究へと、導かれなくてはならぬ。そのカリキュラムの二つの
 礎石は兒童と社會とである。そのカリキュラムは各人の關心事であつて、
 各人はそれに干渉すべきである。

最後に、學生は課程で學んだ原理を、監督を受けながら、運用すると
 いふ實際上の經驗を得なくてはならぬ。彼は兒童の活動や學校の運営手
 續を觀察すべき豊富な機會を必要とするであらう。

授業並にその他の教育上の仕事に對する準備教育を與へるのに、男女

の間に差別を立てるべきでない。兩者共あらゆる程度の無校で、教育上の仕事を擔當する資格を與へられるべきである。これをなすのに最も經濟的な方法は、同一の無校に男女を收容することであらう。

前述の論議は主として以前の準備教育を取扱つたのであるが、更に無校長、部課長及び政府職員等の如き他の教育關係職員のためにも、豫備教育が施されるべきである。無校に對するものと同様な基本的な準備教育以外に、彼等は教育理論、無校制度の組織、及びカリキュラムの原理等の授業を受けるであらう。この計畫は總合大學で立てなくてはならぬ。彼等の職務につく前にこのやうな準備教育を受けてゐなかつた人々に對しては、現職のまま、短縮された課程が與へられうるであらう。

師範無校における教師養成教育

97
無校卒業業者の数は日本の公立無校の需要に應ずるには明かに十分であつて、教師の僅か半數位のものも師範無校卒業業者なのである。師範無校の教育計畫は、日本人にはおなじみの形式主義型と、日本の全

98
育界に共通の天降りの指令とをくり返してゐるだけで、書記式の無校に重きを置いてゐる。平時において、高等師範無校及人志望者の僅かに十パーセント位、及び師範無校への入志願者の二十パーセント位の者が入學を許可された。許可についての主要な根據は入學試験であつた。

各師範無校は視察や放生授業を行ふために、短期小無校または中等無校を持つてゐる。選ばれたこの種の無校で、我々は優秀な教授振りを眼のあたり見て大いた着を強うした。ある教師達は生徒の参加を要する方法を用ひてゐた。しかし前に述べたやうな型の形式的な教授振りもまた、我々は薄山見た。

そこで、何處で行はれようと、師範無校を強化し、教師の養成教育を改善しうるやうな數種の主要なる勸告案を我々はここに作成せんとするものである。

勸告案

師範無校は、もつと優れた専門的(教師)としての一準備教育と、更に

十分なる高等普通教育を施すやうに、一層高い基準で再組織されなくてはならぬ。即ちそれは教師を養成するための専門学校または単科大学となるべきものである。二ヶ年の終りにおいて小學校教師の免許を與へることか必要ではあらうか、中等學校または上級中等學校の上に更に全四ヶ年か、すべての師範學校の課程に充てられなくてはならぬ。後になつて、二ヶ年の卒業者に對しては、全四ヶ年の課程を添了するための機會か與へられるべきである。師範學校の學生の選拔は、中等學校から始めるべきであり、そして教育に向くやうな人柄と進歩とを有する青年か、入學を志願するやう勤められなくてはならぬ。

最低基準の範圍内で、各師範學校の教授たちは、師範學校のカリキュラムを決定したり、また必要に應じて時折それを變更したりする自由を持たなくてはならぬ。これは、でまかせにやるのではなくて、利用し得べき手段を徹底的に研究して、十分な論議を盡した後に、行はれなくてはならぬ。師範學校は、免許及び授業に對する標準を保持する上に必要

と思はれる場合を除いては、政府職員から特定の指令を受けずに、教育の進捗と実施を促進させる自由を持つべきである。

そのカリキュラムは、將來教師たるべき者を一個の個人として、また公民として教育するやうにしなくてはならぬのであるから、自然科學、社會研究、人文科學、及び藝術などのやうな普通科目の面に重きを置く必要がある。

兒童の研究は教師養成の準備教育中、特に重要なものでなくてはならぬ。カリキュラムには家庭と學校との關係の研究を設けるべきである。此處で兒童、師範、及び學生實習に對してもつと多くの時間が與へられなくてはならぬ。各師範學校は、教師の再教育のために、講習、授業、實踐、會談、討論會、及びその他の手段を講ずべきである。

なほまた、この重要缺くべからざる教師の地位を、専門的或高水準に保つために、師範學校教授たちの資格が高められるやうな方法を、綿密に研究することが必要であらう。同様に、物的施設、財政上の接濟、及び行以上の管理等に關して、徹底的な調査の必要が指示される。教師の養成教育に關係のある學校及び職員の自發的な聯盟は、恐らく、

教育に従事するすべての者が深い関心を有する多くの問題を、明かにするために長い手段となることであらう。

単科大學及び総合大學における教師並に教育関係職員の養成教育

教師としての専門的な準備教育がほとんど施されない単科大學において、相當多くの教師達がその教育を受けてゐる。教師の養成教育のための計費は、その本質的な點で師範學校に對して推挙したものと同様なものを立てられなくてはならない。即ち、それは廣い範圍の普通教育、教へられるべき材料に必要な課程の適當な集中、教育の課程、及び監督下の授業實習等を備へるべきである。

高等の教育機関、特に総合大學における教育關係の授業で変更を加へてもらいたいと思ふことは、綿密な研究を必要とすることである。総合大學の代表者達、更に教師達、及びその他の教育關係職員達から成る委員達が任命されて、既に彼等が占めてゐる他の分野におけると同様、この分野においても、彼等の當然占めるべき指導者的地位を、総合大學が

占めうるやうな方法を十分考究するやう勸告する。

そのやうな委員会が以下の諸點を考究するならば、必ず得るところがめらうと信ずる。即ち、教育又は學校管理にたづさはる學生達に對する準備教育の擴張の件。兒童の發達、試験及び測定、教育の社會的根據、カリキュウム及び管理上の問題等の學習に一層重點を置く件。調査研究の件。教育上の諸問題を論議するための討議會の件。

度範圍の成人教育計画は、その人的資源の最高度の發展を求め、社會にとつては、必要缺くべからざるものである。軍部が國民大衆を支配したところから生じた悲惨な戦争のために、うち倒されて深い手傷を受けてゐる日本國民は、今や平和と世界協働とをその目的とする新しい戦ひに立ち向はうとしてゐる。

日本の知性的及び精神的資源を新しい方向に向け直すためには、できる限りの手段を講じて、人類の幸福に關係のある情報及び思想を廣く普及しなくてはならぬ。戦争といふ殘忍な行爲を盛に行はしめた心理的環境が、探求といふ探照燈と、眞理といふ修正劑との下に、さらし出されなくてはならぬ。

日本の國民の中には忠實な民主主義的背景を持つてゐる者が散り散りに残つてゐる。彼等は迫害と弾壓との悲劇的な經驗を辿して、強權による統治の有害な効果をよく知つてゐる。彼等の中には成人教育の計画を既に實行に移さうとしてゐる者がある。そのやうな人達の努力に對して、

(103)

(104)

それに相應はしい援助と指導が與へられるならば、彼等は國民の運命を開拓するためのよい指導者になれるであらう。この集りを核心として、成人教育の機構は活動に入ることができるとあらう。

それ故に、文部省における現在の成人教育の任務が活氣付けられ、民主化され、そして獨立部門としての威信が與へられるやう勸告する。その職員は指導力においても社會的經驗においても、十分に資格を備へた者でなくてはならぬ。日本の高等教育機關からもまた教育者達を誘致すべきである。教育、労働、産業、新聞及び青年層を代表する男女から成る諮問委員會を設立して、都道府縣廳の水準にある同様の性格と機能とを有する委員會と協力することは、大いに有用であらう。

日本の大學、高等専門學校及び諸學校は、成人教育に推進を與へる内にひそむ大きな力なのである。學校における夜間部の設置、兩親對教師聯絡會の強化及び討論や集會に對する校舎の開放等、これらのものは成人教育に對して提供されうる便宜中の僅か二三に過ぎない。

課税によつて支持された公立図書館もまた、思想の普及に役立つ一つの機關である。それは階級や富や信條などの差別は全然認めない。それを使ひたいと思へば誰でも使ふことができる。更に各方面の論議されるべき問題がその書棚や閱覽室に表示されてゐる。餘暇の時間を有効に利用せんとする人々に取つては、図書館は何時も歓迎してくれる文化的な慰安の源泉である。

幸なことには、日本の公立図書館運動の基礎は既にできてゐる。都道府縣市立図書館の相當数のものが全國に發達してゐるか、然しその大部分は一部または全部破壊されてしまつた。

しかし、図書館の組織は、公立ではあつたが、無料ではなかつたといふことが想起されなくてはならぬ。其處では通常入館料を取られ、借物を借りるのに料金を取られた。

(105)
東京には大きな公立の中央図書館が設置され、そしてできるだけ早く全市に分館が設けられるべきである。中央図書館には東洋及び西洋の文化のあらゆる面を取扱つた書籍及び定期刊行物が用意されてゐて、市民

(106)
は自由に何らの制限を受けずに、それを使用するやう勤められなくてはならない。借物を調べたり借りたりするのに料金が課せられてはならぬ。經費は政府が負擔すべきである。

同様に各大都市もその図書館及び分館を持つべきで、大都市を有するものを除いた各府縣もまた、すべての共同團體に寄與する図書館組織を持つべきである。

大部分の成人は初等程度以上には教育を受けてゐないから、教育映畫は新しい図書館組織を通して普及せらるべきである。やがて、言葉が改革されれば、成人で讀書する者が一層多くなるから、書籍に対する要求が確かに増加するであらう。

我々は日本に對して一大公立図書館制度の組織を心に画いてゐるのであるが、それは次のやうな形を取るであらう。文部省は公立図書館事務の監理者を置き、その職務は全國の図書館を援助して、圖書目錄や書籍解釋書を刊行したり、図書館管理事項について助言を與へたりすることにならう。彼は政府の使用しうる資金の分配に對して責任を持つやうに

ならう。また彼は圖書館にとつての標準を確立するであらう。地方的に
または都道府縣によつて任命された圖書館長が、各都市及び都道府縣に
置かれるやうにならう。各國書館は學校内に圖書集配分館を持ち、公共
の建物内に圖書庫を持ち、不便な地域には特別な公益事業をするやうに
なるであらう。

言ふまでもなく、こゝに述べた計畫案は中々經費のかゝるものであつ
て、一夜作りでできるものではない。前に論じた主なる公益事業も兼ね
た實驗的な圖書館計畫が東京でできれば、順調な發足が始められえよう。
それは一つの試験的な地パンとして、一つの標本として役立ちうるであ
らう。

日本の文學の缺點は兒童用の書籍が比較的少いことである。若しも最
初の公立の新圖書館が兒童讀物の優れたシウ集を行つたならば、兒童期
教育に及ぼす究極の効果は測り知られぬ程大きなものとならう。

博 物 館

公立の博物館は成人教育に對して更にもう一つの機會を提供する。科

學及び産業博物館は、更に日本の天然資源について、人々に必要な知識
を與へることができらるであらう。

歴史博物館は、過去との連続において現在を理解する助けとなりうる。
美術博物館は、普遍的に人の心にうつたへる人間のあるがれを理解する
のに役立ちうる。

結 論

成人教育の全計畫案は學校、圖書館及び博物館を通してなされうる以
上のものを要求する。一般の人々には講演、討論及び座談會における自
由な談話の形式を廣く實地に見せてやる必要がある。集團またはチーム
を一般人民の間に派遣して、研究と討論とによつて、日本が現在直面し
てゐる問題を、一層充分に了解させるやうに彼等を指導することもでき
る。このやうな運動では、教師聯合會、労働組合、政治及び青年團體の
援助等が考へられるであらう。

市民達の手に與へられた投票權は、その自由な行使を長い間さまたげ
られてゐるので、若しもそれが思慮にならない場合には、かへつて危険

物になりうるのである。餘りにも深く軍隊式統制を覚え込んでゐる青年達が、突然解放されたので、自由といふ新しい概念に近づくのには援助が必要なのである。自由の果實の分け前をもらふ特權は、公共の福利のためにつくすべき義務をおもふものであるといふことを、彼等は學ぶ必要がある。

校外教育の計畫を進めて行かうといふ意志と勇氣を持つ日本人に對しては、老若の別なく、前述の機關及びその他の合同機關は、時間と資力が許すにつれて發展して、新聞、ラヂオ、映画等の廣大な機能をもつに至るやうな機會を、絶えず提供するであらう。

大學はすべての現代教育制度の王座である。自由の社會では大學は平等の關心を以て大任務を果すものである。第一に、智的自由の傳統をこの上もなく高價な寶として防護し、思想の自由を激勵し、探求の方法を完成し、知識の向上をうながし、科學及び學問を育成し、眞理への愛着を育み、そして社會への絶えざる光明の源として役立つものである。第二に、あらゆる時代やあらゆる民族中の思想と最善の希望とを知らしめることによつて、家庭や社會生活の向上において、産業や政治の一層有効にして人情味ある運営において、更に國際的理解及び親善の助長等の仕事において、指導的地位を占めうるやう、才能ある青年男女を準備するものである。第三に、大學は變遷しつゝあり、また現はれつゝある社會の必要に對して常に敏感であるが故に、優秀なる青年男女を新舊兩様の職業に對して技術的に有能ならしめるやう訓練する。

日本の高等教育の過去における制限

日本における教育は、傳統的に島國的であると同時に孤立的な傾向になつてゐた。日本の國交は日本國民全体の自覺せる目的または目標といふよりは、もつと個々の學者、政治家または實業家の、言はば英國の非國々教徒的精神を反映してゐた。學者の占める高度の學識の世界と、學識程度の不明な幾百萬の日本の民衆との間には、余りにも廣い距りがあった。そして極めて難しい國語の複雑性はこの距りを更に深くしたのである。

科學界における日本の参加は、創造的または獨創的であるよりはむしろ多分に模倣的吸收的であつた。にもかゝらず、日本は獨自の研究に對しては、無制限に探求を許された多くの分野における科學者達の立派な寄與に見られる如く、たしかに隠れた天才を持つてゐる。

日本の大學制度は、如何なる國の高等教育計畫においても普通見られるやうな諸要素を基礎にしなくてはならぬ。そして才能ある青年を常に

豊富に供給することが、その計費の中の一つであることは論をまたない。高等の學問へ進む権利のあることが、國民大衆にもまた高等教育を支出する行政機關にも、はつきりと認識されなくてはならぬ。何となれば少数者の特権と特殊の利益が、多数者のために開放されて、その限界が決め直されるのであるから。かうした認識によつてのみ、今日帝國大學卒業生に附與されてゐる優先的特遇も、こゝに修正されうるのである。

公私立學校

高等教育の目的と自由は、高い標準と廣い文化的目的とを以て、大學及び専門學校を維持するやうでできる限り助長することによつてのみ達成されるのである。

自由に學び自由に發表する機會が、官公私立を問はずすべての優良な學校に回復されなくては、一般民衆の興味があらゆる文化から來る新しい思想や新しい方法に對して、正常に發展することができない。

高等教育における日本の保守主義は破壊されうる。世界の幸福と日本の福利のために、さうされるべきものと考へる。しかし聯合國は日本國

民に、政治的干渉を離れて彼等自身の力で自らこれをなす機會をたゞ與へうるに過ぎない。日本自身の手で經濟的及び文化的生活の精神的指導をなすに當つて、日本が最も頼りとすべきたゞ一つのは、日本自身の高等教育機關において教育された男女である。

日本の大學及び高等専門學校はこの義務を果すためにどうしてもやらなくてはならぬ責任と、未だかつてない絶好の機會とを有してゐる。

高等教育の組織

普通教育はその通常の意味では、高等専門學校や大學課程に入り、そこで更に二年間繼續して授業を受ける極く一部の者を除いては、中學校で終るものである。普通教育に近い教育が大學の文學部には行はれてゐるし、またそれよりもつと限定された形で高等學校及び専門學校程度の學校に存在してゐるけれど、これらの施設は、この程度の學校で行ふ普通教育にとつては、その必要を充たすのに非常に不十分である。

専門學校、高等學校及び大學の數を増加するだけでは、普通教育の充実に對する今日の要求を充たすことにはならないであらう。この要求に應

ずるためにはカリキュラムをもまた自由主義化する必要があるであらう。職業的及び技術的効果の中に、実行できる限り普通教育的科目をもつと自由に取入れべきである。

ある政府機関が、さういふ學校の創設を認可したり、必要な基準が保たれるやうに監督したりする責任をもつべきである。これがどんな機関であらうとも、それを構成するものは経験のある信頼するに足る、しかも代表的教育者でなければならぬ。そして彼等が關係學校の自治權に干渉せぬやうに、十分注意してその任務を制限しなくてはならぬ。

115 高等教育を施す學校が開設を許可される前に、この責任ある監督機関は、その學校の目的、財源、豫定の教職員、豫定の營造物並に物的設備及びかかる學校が持にその地方に設置されるべき必要ありや否や等について、納得させられなくてはならぬ。

これらの保護的制限以外は、學校はその自ら最善と考へられるやうな方法で、自己の目的を追求する自由を與へらるべきである。

標準の向上

116 日本において一般に、高等教育の質の向上を計るため、また大學の場合には同じく研究の質的刺戟と改善のため、高等教育機関の協會が設立されるべきである。これが第一着手として、即ち右協會の創立準備委員の指名は、團體中の各種の學校をそれぞれ代表する者であつて、日本の教育界で尊敬されてゐる教育者達の委員會によつて行はなくてはならぬ。かかる協會の一員となるためには、その學校は委員會によつて規定

した明確なる要件を充たさなくてはならぬ。これらの協會の中には、例へば圖書館の施設を利用したりまた

一部教授の交換をする場合に、適當なる官吏の指導の下に學校間にはめて密接な協力が必要である。教授と學生の交換はこれらの學校相互の間で取りめられるであらう。また恐らく外國の學校との間にも取りめられるに至るかも知れない。少くとも日本の學生や教授が外國の大學に應酬できるやうな計畫が立てられるべきである。

官公私立學校の地位

一部の私立學校における宗教教育を除いては、官公私立の學校間に何

等本質的な相違は存在してゐない。宗教は學問及び人生の重要な部分を成してゐる。現在の日本のこの再建時代においては、宗教は殊に重大な役割を持つてゐる。

官公立大學、高等専門學校を適當に維持經營するのに必要な資金は、國庫から支出されうるやうである。しかし私立學校にとつてはそれは重大問題であつて、經營に必要な資金が將來十分に保證される見とほしがつかなければ、門戸を開放することができないのである。授業料から得られる資金以上に、ある種の經濟的支援が與へられなくてはならぬ。例へば個人とか個人の團體とか公の資金等から來る補助金がそれである。今日の危機に際して、もしも戰爭中に受けた損失を回復するため、公共資金が使用されうべきものとすれば、これ等の資金は官公立や優良な私立學校を發展させるために、當然一樣に割當てられるべきである。この事は前述の官公私立學校を代表せる教育委員會の建言に従つて、文部省の手でなすべきである。高等教育を施す官公私立學校に對しては、公認の寄附として使用できる凍結資金が、できる限り早く解かれることが望

118

ましい。官公立學校への寄附が免稅されるのと同程度に、私立學校への寄附もまた免稅されるべきである。更に、この方法による學校への公共資金の寄附は、決して學校の自由をさまたげるものではない。

個人の地位 教育界

個々の教授の地位は、高等教育改善の如何なる提案の中においても、最も重要な要素である。彼の影響力は、社會の二つのおくり物、即ち學問の自由と經濟的保證に依存する。

學問の自由とは、官公私立の如何なる大學、高等専門學校の教授團でも、新しい知識を研究するためには、器械と同様に思想をも實驗的に供することとを許された場合に存在するのである。大學の教授を制約する障礙は、如何なる國においても容易に設けられるものであつて、戰爭中は有害なものとなる。それ故に精神の復興は、教育と研究を實務とする日本の高等教育機關において、現在何よりも必要なことである。

學問の自由を維持する一つの確實な方法は、學問のことにおいては、
 授自身に權威を持たせることである。學問の自由はまた、教師や教授及
 び大學から成る全國の協會によつて支持されてゐる。それらの協會はす
 べての人々の幸福のために學者や科學者の權利を用ひることが、社會に
 對する義務であるといふ精神に基いてゐるのである。教育や研究の高い
 基準は、現職中の男女の教師によつて立てられるものであつて、法令に
 よつて定められるものではない。

119
 若しも高等教育の機關が自由に社會に奉仕する資格があるとす
 るならば、それはまた同時に學問上他の監視を受ける必要はない。それ故學問
 の自由に經濟的壓迫を加へるやうな問題が起つた場合には、常に警戒の
 點がある。商賣と高等教育の目的は、丁度教會と國家の目的が異なるやう
 に明かに異つてゐる、そしてそれは常にさうなくてはならないのである。

現今、日本の如何なる大學高等專門學校の教授でも、その業績を認め
 られることゝ生活の保障とについて個人的な苦境に立つてゐる。自分の

120
 収入と職務とは、つり合ひが取れてゐない、その結果彼は多分境遇に強
 ひられて、他の方面から収入を得ようといふ氣持になる。若しも彼が帝
 國大學の教授の地位にあるとすれば、彼の官等は究極において恩給を、
 そしてある種の世間的特權を生ずることになる。如何なる時代の變化が
 あつても、それが退職金や恩給に悪影響を及ぼさないことを希望する、
 そしてやがて私立の教育機關においても、同じやうな恩惠の與へられる
 ことを希望する。

大學及び高等專門學校の教授が官等から開放されることは、自治と志
 氣への一大躍進を意味するであらう。それはまた他の國々における同様
 の國體との好ましい關係への養分を作り出すことゝもなるであらう。

學生團

學生によつては他の種類の自由と責任とが必要である。日本の青年男
 女は、その能力に基いて、あらゆる程度的高等教育を受ける自由を持た
 なくてはならぬ。進路が開放されるに従ひ、入學許可及び認定の標準を

めろことができる。この自由な競争なしには、日本は社會的及び知的

責任に對して、人的資源を十分に開發することはできない。場合によつては、自己の實力では勉學できぬ有能な男女に對しては、適當な學校への入學が確實に保證されるやう、財政的援助が與へらるべきである。

優秀な學生を援助すべきこの義務は、女性の權利に關して最近公表された主張によつて、著しく増大してゐる。この大膽な感心すべき處置は、原則においては男女同權の問題を解決した。今やその原則を行動によつて確立することが必要である。男女同權が事實において一般的に眞實なものとなるためには、少女がもつと幼少な折に少年のそれと同様な地位にして徹底的な教育を受けられるやう保證するやうな處置を講ずる必要がある。さうすれば準備教育の學校において訓練を受けるための優れた基礎を得て、それが最も良い大學への入學に對しても、男子と眞に同等の條件に女子をおくことになるであらう。

機會の多様性

一面高等教育の影響を遍して、豫想されるもう一つの變化は美術、文

學及び宗教等における文化的復興である。この國においても、他國におけると同様、個人が得た新しい自由から發達する變化は、すべての日本文化の固有の形に創造的に影響を及ぼし、藝術家及び著作家をして刺戟を海外に求めしめるであらう。この個人的表現の解放は、日本の無類にして多様な民衆に對する外國人の運命を一層廣めるであらう。更に學究的努力のすべての領域において、日本のなすべき新しい仕事がある。この歴史の書き直しと、その文學の解説とは高度の訓練と個別力とに富む學者にとつての仕事である。

これらは可能性を見渡す時に擧げることのできる學問の所産の僅か二三の面に過ぎない。社會科學、自然科學及び人文科學は、同時に學者と科學者とに新しい將來の見込を提供する。すべてかうした方面のことは、大學が先頭に立つてやつてもらひたいと思ふ。また同様に、音樂においても繪畫、彫塑及び演劇等の藝術においても、大學はその推進機関となることができるであらう。

123

専門學校または大卒はそれが一体として働く場合には、一つの共同團體となつて、その能力を伸すに必要な多種多様な経験をその成員達に與へる。それがうまくゆく限りにおいて、それは社會的な組織の一つの標本となる。故に、日本の高等教育機関は、學生及び教授に住宅を給することや、學生の會合や諸活動を組織し直すことの可能性を研究すべきであるといふことになる。これらの卒業生が大卒を出る時、彼等は社會生活の永續的な経験を身につけてゆくであらう。

大卒及び専門學校のカリキュラム

日本の高等教育機関のカリキュラムにおいては、既に述べたやうに、大概は普通教育を施す機会が余りに少く、その専門化が余りに早くまた余りに狭すぎ、そして職業的色彩が余りに強すぎるやうに思はれる。自由な思考をなすための一層多くの背景と、職業的訓練の基くべき一層優れた基礎とを與へるために、更に廣大な人文學的態度を養成すべきである。この事は學生の將來の生活を豊かにし、そして彼の職業上の仕事が、人間社會の全般の姿の中に、どんな工合に入つてゐるかを了解させるであらう。

124

普通教育は、學生がそれを満足な形において十分受け、それを何か特別の分離したものと考へることのないやうに、各學生に決められた正規のカリキュラムの中に、統合されるべきであると思ふ。普通教育の外に、更に専門化の領域に關聯した學科目が、學生の専門化された研究課程の中に、現在よりもつと自由に取入れられるべきである。

學科目について言へば、國際間の交通及び理解のために、この時期において明かに外國語が重要であることは、ほとんど説くまでもないことである。外國文學の研究は益ましいことではあるが、話したり書いたりするための實際的な言葉の使用も、強調せられてよいであらう。

物理學及び生物學は、自然界の事象を明かにするものとして、それ自身のためのみならず、日本の復興に必要な技術及び職業にとつての本質的な根拠としても、明らかに重要なものである。然しながら、教育においては、科學がもたらす結果よりは科學的な性格といふものが、國民の福利にとつて一層重要なものであるといふことは、現代の、世界共通の

125
 経験からして一言警告に値することである。この性格は、隠微の前には
 従順を必要とし、事實を蓄積するといふ困難な仕事に對しては忍耐を
 必要とし、更に發見を分け合つて、この内奥の深學精神から生ずる技
 術上の成果を、一般の使用に供する上においては協同的な精神を必
 要とする。これは單なる技術學として考へられた科學からは遠くも
 のであつて、眞理を求め正義を求める一層深い人間的必要に應へるも
 のである。

自然科学の堅實な研究にとつて必要な、事實に基いた正確な思索は、
 知識の他の部門の研究においてもまた用ひられるべきである。
 社會科學の領域においては、この客観性は特に望ましいものである。
 社會科學の仕事は戦時中、政府によつてゆがめられ、一部分は禁止され
 てゐた。それは今や、我々と志を同じくする日本人達が自覺してゐるや
 うに、自由な探究と思索の精神で復活されなくてはならぬ。日本の社會
 的及び經濟的問題だけではなく、更に世界歴史及び國際關係もまた研究
 されなくてはならぬ。

126
 特に社會科學の領域において、日本は過去二十年間に失はれた多くの
 もの、埋合はせをする必要がある。

研究

我々は高等教育機関における研究の根本的な重要性について述べた。
 大學の最高義務は眞理の探究にあるのであるから、それはその教授や高
 學年の學生達による研究を、あらゆる可能な方法で刺戟しかつ援助すべ
 きであることは言ふまでもない。研究施設はできるだけ速かに整へられ
 るべきであつて、卓越せる興味と才能とを證示した高學年の學生のため
 に、奨學金制度が設けられなくてはならぬ。

我々は公明正大な學者的研究は自由であるべきだと信ずるので、現在
 のところは必要と考へられて加へられてゐる、この自由に對する拘束が
 、世界狀勢の許す限り速かに取り去られるやう勸告するものである。

科學の研究と發達とは、就職と生計の源を擴張するため目下必要な
 のである。日本はその新しい環境に自己を順應させて、手藝業、工業、
 及び一層多角的な農業並に商業經濟を發達させる一方、更に商品と勸勞

との廣範圍な國際的交換を求めなくてはならない。そこで、技術學上及び經濟學上の研究の必要が指示されるのである。社會研究においてもまた、その探究は、日本の生活狀態の改善並に他國民との關係の改善に役立つであらう。

技術教育及び職業教育

生活標準改特のためすべての技術教育及び職業教育は、日本の經濟狀態の變化に應ずるやうに、再吟味と調整が加へられなくてはならない。前記教育と同様の重要意を持つ他の一國の技術及び職業として、身體的及び社會的方面において人類の福利に關係を有するもの、例へば警察看護及び社會事業等がある。

醫學教育に関しては特別に研究する必要がある。日本の醫學校中には程度の低いものがあるやうに見受けられる。有能な教授または適切な施設を缺く醫學校は、適當な最低標準に到達させるか、若くは廢校處分に付せられるべきものと思ふ。新しい計畫作成のために、一國の専門家に對して警察、看護及び公衆衛生の全機構の研究を依頼するやう勸告す

る。その必要たるや切實なものがある。

諸大學の狀態が改善され、學信が許されるやうになつた時、特に注目に値する比較的新しい分野として我々は新聞、雜誌業、勞務關係、及び學校管理に注意を向けたい。政取員の訓練に對して、従前より一層注意する必要があることについては、既述の通りである。

大學附屬の圖書館

あらゆる水準の高等教育において、研究及び個々の學生の進歩に就て必要缺くべからざるものは圖書館である。

我々は、國內の資料を全學生に利用せしめるために、各大學がその所蔵する圖書の合併統合を實行し、單一の共通目錄の作製を考究すべきであると思ふ。これら大學の圖書目錄に各學會の所蔵目錄を合せて一つの共通親目錄を作製し、適當なる中央機關にこれを保管せしむべきであらう。かくして初めて、學者にとりその必要とする書籍の所在を知る上に、測り知れぬ價值を有する全國圖書目錄作成の基礎を据えうるであらう。國內各圖書館の書籍相互貸借制度を日本は創設し、かつ戦前行はれた

やうな口縁間の書籍交換制度も、できるだけ早く復活させるべきであらう。

我々は日本の各大い附屬図書館が、図書館協会を設置するのを有用と考へる。司書の訓練のためには、成るべく優良なる図書館施設を有する大學に附屬せしめた図書館學校を設置するのもまた良いであらう。

大學附屬の公衆

成人教育の一般の問題に關しては本報告の他の箇所を取扱はれてゐる。然しながら我々は大學がこの方面に關し、從來より大なる責任を遂んでとるやう勸告する。大學はその附屬公開により、大學本科に正式入學の資格をもたない相當年配の聽講生に、刺戟と啓發を與へるのである。(我々が公開附屬と稱するのは、學士豫定者ならざる聽講生に對し、學内または學外において行はれる公開講義を指すのである)

この計畫は、大學をして從來よりも一層親しく國民と接觸せしめる上に、時に與つて力があるであらう。

國際關係

わが教育修飾團の主要目的は、日本をして國際社會に連するやうに整理し直させることを援助するにある。

大學及びその他の高等教育機關は、日本國民をして世界の他の國民の助けになる協力を行はしめる上に、指導的役割を果さなくてはならぬのは明かである。

高等教育機關においては全學生に對して、日本史並に世界史、國際聯合及びその他國際關係に關する課程または講義を利用せしめうるやう我々は勸告する。

我々は外國事情及び國際關係を討論する目的のために、學生及び教授の自發による諸種の會の組織が一段と促進され、公開附屬においてもこれらの問題に重點を置くであらうことを確信する。

若しも書籍及び定期刊行物(單に學術的のもののみならずまた一般向のものも)が、直接外國から日本に輸入できるやうになれば好都合であらう。これは我々が面接したすべての日本の教師及び學者達が、熱心に希望してゐることである。最近十年間に思想界に起つてゐた事を知る機

會を、與へられる必要があるといふ彼等の意實に、我々は同意する。彼等はまた自己の學說や發見を出版しかつ海外にそれを送りうるやうにならねばならない。かくて彼等は再び世界の學界の仲間入りをなし、眞理の探究と人類の福利のために、他の國々の學者に協力しうるに至るのである。

131

できる限り早い時期において、日本の學者、教師及その他の専門家に對して、夫々の専門分野において外國の學者の現に行ひつゝある研究を親しく研究調査しかつ觀察するため、同時に彼等との個人的接觸の機會をうるためにも、洋行する援助が與へられることも必要である。日本の諸種の學會協會に對してもまた國際的學會の會合に代表者を送る上に援助が與へられて然るべきである。將來は、日本の教育使節團の他の諸國への訪問が奨励される日も來ることであらう。

そのためには補助金の形式による財政的援助を與へることが必要とならう。米國の諸機關を連じ少しは寄附金も得られよう。しかし日本の

132

公私諸機關よりの寄附金がその主要財源とならう。

日本の教育の民主化がはかどつて、他國民との關係が更新されるにつれ、國際聯合教育科學文化部がその勢力の増大を見せるであらうことに疑問の餘地はない。我々は國際聯合が日本に對し激勵と援助を與へうるやうになることを希望する。國際聯合教育科學文化部は「同聯合加盟諸國の文化及び教育制度の獨立、純正及び効果的多様性」の保持を約束する一方加盟諸國相互間の認識理解を助け、かつ學術の進歩、及び人類の福利の向上のために、彼等の協力することを援助するものである。

我々は遠からず日本も國際聯合の一員に迎へられるに至るであらうことを確信する。

本報告の要旨

デヨード・デイー・ストダード博士を團長とする米國教育界代表二十七名より成る米國教育使節團は、本報告の作成に當り日本に三月の一ヶ月間滞在し、其間聯合國最高司令部民間情報教育部教育課の接待及び日本の學校及臣の指名にかゝる日本側教育者委員、及び日本の學校及び各該職域の代表者とも協議をとげたのである。本報告は本使節團の各員の意見を基礎として作製し、こゝに聯合國最高司令官に提出する次第である。

本使節團は占領當初の禁止的指令、例へば帝國主義及び國家主義的勸道を學校から根絶すべしと言ふが如きもの、必要は、十分認めるものではあるが、今回は積極的提案をなすことに主要な重點を置いたのである。

134

本使節團はかゝることにより、日本人が自らその文化中に、健全な教育制度再建に必要な諸條件を、樹立する援助をしようとする努めを次節である。

日本の教育の目的及び内容

高度に中央集権化された教育制度は、假にそれが極端な國家主義と軍國主義の綱の中に捕へられてゐないにしても、弱固な官僚政治にもなふ弊害を受けるおそれがある。教師各自が壘一化されることなく適當な指導の下に、夫々の職務を自由に發展させるためには、地方分権化が必要である。かくするとき教師は初めて、自由な日本國民を作りあげる上に、その役割を致しうるであらう。

133

この三冊の目的には、たゞ一冊の認定教科書や参考書では得られぬ廣い知識と

型通りの試験では試され得ぬ深い知識が、得られなくてはならない。カリキユラムは單に認容された一語の知識だけではなく、學者の肉体的及び精神的活動をも加へて構成されてゐるものである。それには個々の生徒の異なる學習体験及び能力の相違が考慮されるのである。それ故にそれは教師をよくめた協力活動によつて作成され、生徒の経験を活用しその獨創力を發揮させなくてはならないのである。

日本の教育では獨立した地位を占め、かつ從來は服従心の功長に向けられて來た修身は、今までとは異つた解釋が下され、自由な國民生活の各分野に行きわたるやうにしなければならぬ。平等をうながす體操作法、民主政治の協同精神、及び日常生活における理知的技術精神（これは、昔の修身である）、民主的學校の各種の計畫及び諸活動の中に發展させ、かつ實行されなくてはならない。

地理及び歴史科の教科書は、物語を基として認め、そつとして従前より一層容認的な見解が教科書や参考書の中に現はれるやう、暫く直す必要があらう。初級中級學校に對しては地方的資料を従來より一層多く使用するやうにし

、上級學校においては優美なる研究を、種々の方法により助成しなくてはならない。

保健衛生教育及び体育の計畫は教育全計畫の基礎となるものである。身体検査、栄養及び公衆衛生についての教育、体育と健康厚生計畫を大課程の二級にまで延長しまたできるだけ速かに設備を取替へるやう報告する。職業教育はあらゆる水準の學校において展開されるべきものである。よく訓練された職員の指導の下に、各種の職業的経験を學習せられ、同時に工業、及びその基礎たる技術及び理論の教育を置くべきである。技術工及び労働者の寄與に對しては、これを研究のプログラム中に組み入れ、かつ獨創性及び創造性を發揮する機会が與へるべきである。

國語の改革

國字の問題は教育實施上のあらゆる變革によつて本質的なものである。國語の形式の何如なる變更も、國民の中から湧き出て來なければならぬのであるが、かやうな變更に對する刺激の方は、如何なる方面から與へられても差しつかへない。單に教育計畫のためのみならず、將來の日本の青年子弟の發展のためにも、國語改革の重大なる價值を認めらるゝに對して、激勵を

與へて差しつかへないのである。

何かある形式のローマ字が一般に使用されるやう勸告される次第である。適當なる範囲内に、國語に關する総合的な計畫を發表する段取に到るやうに、本人學者、教育指導者、政治家より成る國語委員會が、早急に設置されるやう提案する次第である。この委員會は何加なる形式のローマ字を採用するかを決定する外、次の役目を負ふことにならう。即ち、
(一) 國語の發達、普及、及びその他の支障を遠く、學校及び一般社會並に民生活にローマ字を採用するための計畫を立てること。
(二) 口語体の形式をより民主的にするための方策の研究。
(三) 委員會は行く行くは國語審議機關に發展する可能性があらう。

137
文字による簡潔にして能率的な傳達方法の必要は十分認められてゐるところで、この重大なる處置を論ずる機會は現在が最適で將來かゝる機會はなからなからめぐつて來ないであらう。言語は交通路であつて、障壁であつてはならぬ。この交通路は國際間の相互の理解を増進するため、また知識及び思想を傳達するために、その障壁を越えた海外へも開かれなくてはならない。

初等及び中等學校の教育行政

135
教育の民主化の目的のために、學校管理を現在の如く中央集權的なものにして、地方分權的なものにするべきであるといふ原則は、人の認めるところである。一紙における勸語の朗誦、御座影の奉拜等の式を差けることは望ましくない。文部省は、本使節團の提案によれば、各型の學校に對し技術的授業及び専門的助言を與へると云ふ重要な任務を負ふことになるが、地方の學校に對するその直接の支配力は、大いに減少することであらう。

市町村及び都道府縣の住民を廣く教育行政に参與させ、學校に對する監督省地方官吏の管理行政を排除するために、市町村及び都道府縣に一般投票により選出せる教育行政機關の創設を、我々は提案する次第である。かゝる機關には學校の認可、教員の免許、附屬、教科書の設定に關し相當の權限を附與されるであらう。現在にかゝる權限は全部中央の文部省ににぎられてゐる。

課税で維持し、男女共學制を採り、かつ授業料無償の學校における義務教育の引上げをなし、修業年限を延長、換言すれば生徒が十六歳に達するまで

を設け、生徒延長改革案を採るは提案する。更に、生徒は、最初の六ヶ
分は現在と同様小學校において、次の三ヶ分は、現在小學校の卒業児童を入
学資格とする各種の學校の合併改變によつて創設されるべき「初級中等學校
」において、修業することを我々は提案する。これらの學校においては、全
生徒に對し、職業及び教育指導をふくむ一般的教育が施されるべきであり、か
つ個々の生徒の能力の相違を考慮しうるやう、十分彈力性を持たせ、くは
ならない。更に三年級の「上級中等學校」も設置し、授業料は無償、行く
行くは男女共進を奨り、初級中等學校よりの進學希望者全部に、種々の學
費の機曾が提供されるやうにすべきである。

初級と上級の中等學校が相伴つて、課税により維持されてゐる現在のこの程
度の他の諸學校、即ち小學校高等科、高等女學校、豫科、實業學校及び青年學
校等の果しつゝある種々の職能を、繼續することにならう。上級中等學校の
本業は、更に上級の學校への入学條件とされるであらう。

不提案によれば、私立諸學校は、生徒が公私立を問はず相互に容易に編校
できるやうにするため、必要缺くべからざる最低標準に従ふことは當然期待

されるところであるが、それ以外は、完全な自由を保有することにならう。

教授法と教師養成教育

新しい教育の目的を達成するためには、つめこみ主義、一主義、及び忠
孝のやうな上長への服従に重點を置く教授法は改められ、各自に思考の獨立
、信任の發展、及び民主的公民としての權利と責任とを、助長するやうにす
べきである。例へば、修身の教授は、口頭の教訓によるよりも、むしろ學校
及び社會の實際の場合における經驗から得られる教訓によつて、行はれるべ
きである。

教師の再教育計畫は、過渡期における民主主義的教育方法の採用をうながす
ために、樹立せらるべきである。それがやがて教師の現職教育の一つに發展
するやう計畫を立てるやう提案する。

師範學校は、必要とせらるゝ種類の教師を養成するやうに、改定されるべき
である。師範學校は現在の中學校と同程度の上級中等學校の全課程を修了し
たるものだけに入学を許し、師範學校課程の現職師は廢止すべきである。現
在の高等師範學校とほとんど同等の水準において、再組織された師範學校は、

同程度となるべきである。この学校では一般教育が續けられ、夫々の訓練や
教諭に對して十分なる師範教育が授けられるであらう。

教員免許状授與をなすその他の教師養成機關においては、公私間はず新師
範學校と同程度の教師養成訓練が、十分に行はれてはならない、教育行政官
及び監督官も、教師と同等の師範教育を受け、更にその與へられるべき任務
に適合するやうな準備教育を受けなくてはならぬ。

大學及びその他の高等教育機關は、教師や教育關係官吏が更に進んだ研究
をなしうるやうな施設を擴充すべきである。これらの學校では、研究の助成
と教育指導の實を奉げるべきである。

成人教育

日本國民の直面する現下の危機において、成人教育は極めて重大な意義を
有する。民主主義國家は、個々の國民に大なる責任を担せざるからである。

學校は成人教育の單なる一機關にすぎないものであるが、両親と教師とが一体となつ
た活動により、また成人のための夜學や講座公開により、更に種々の社會活
動に校舍を開放すること等によつて、成人教育は助長されるのである。一つ

の重要な成人教育機關は公立圖書館である。大都市には中央公立圖書館が多
くのその分館と共に、設置されるべきで、あらゆる都道府縣においても適當
な圖書館施設の準備をなすべきである。この計畫を進めるには、文部省内に
公立圖書館局長を任命するのがよい。科學、藝術及び産業博物館も、圖書館
と相まつて教育目的に役立つであらう。

これに加ふるに、社會團體、専門團體、労働組合、政治團體等をよくわあ
らゆる種類の團體組織が、座談會及び討論會の方式を有効に利用するやう、
活動しなくてはならない。

これらの目的の達成を助長するために、文部省の現在の「成人教育」事務
に活を入れかつその民主化を計らなくてはならぬ。

高等教育

日本の自由主義思潮は、第一次世界大戰に續く数年の間に、主として大學專
門學校教育を受けた男女によつて形成された。高等教育は今や再び自由思想
の果敢な探求、及び國民のための希望ある行動の模範を示すべき機會
に恵まれてゐる。これらの諸目的を果すために、高等教育は少壯者の特權で

はなく、多数者のための機曾とならなくてはならぬ。高等程度のの學校における自由主義教育の機曾を増大するためには、大學に進びの學校（高等學校）や専門學校のカリキラムを相當程度自由主義化し、以て一般的専門教育を、もつと廣範圍の人々が受けられるやうにすることがまじしいであらう。このことはあるひは大學における研究を、あるひはまた現在専門學校で與へられるやうな半職業的水準の専門的訓練を、彼等に受けさせることとなるが、しかしそれは、より廣範圍の文化的及び社會的重要性を持つ訓練によつて一層充實することとなるであらう。専門學校の数を増加する他に、適當な計畫に基いて大學の増設が行はれるやう我々は提案する。高等教育機關の設置や、先に規定した諸要件の維持に關する監督には政府機關に責任を持たせるべきである。開校を許可する前に、申請せる高等教育機關の資格審査、及び上述の第一要件を満足させて居るか否かを確認する役目以外には、その政府機關は、高等教育機關に對する統制権を與へられるべきではない。その高等教育機關は、自らの最善と考へる方法でその目的を追求するために、あらゆる點において完全な自由を保有しなくてはならない。

144
高等教育機關における教授の經濟的及び學問的自由の確立は、また極めて重要であるこの目的達成のため、現在の文官制の廢止が警告される次第である。

學生にとつて保證されるべき自由は、その才能に應じてあらゆる水準の高等な研究に進みうる自由である。有能な男女で學費の無いため研究を續けられぬ人々に、續いて研究ができるやう確實に保證してやるため、財政的援助が與へられなくてはならない。現在準備の出來てゐるすべての女子に對し、今直ちに高等教育への進學の自由が與へられなくてはならない。同時に女子の初等中等教育改善の處置もまた辦ぜられなくてはならぬ。圖書館、研究施設及び研究所の擴充を我々は警告する。かゝる機曾は國家再建期及びその後においても、國民の福利に計り知れぬ重要な寄與をなしているのである。遺棄、學校行政、チャリナリズム、勞務關係及び一般國家行政の如き分野に對する専門教育の改善に對し特に注意を向ける必要がある。警察及び公衆衛生問題の全般を研究する特別委員會の設置を我々は要望する。

